

独立行政法人農林水産消費技術センター平成18事業年度業務実績評価シート

評価指標欄の記号はそれぞれ、大項目、中項目、小項目である。

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	評価指標及び評価方法等	事業報告及び特記事項	評価
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 評価指標：大項目に含まれる各中項目の評価点数の合計 評価方法：各中項目の評価結果の点数を S評価：3点、A評価：2点 B評価：1点、C評価：0点 D評価：-1点 とし、中項目の項目数に2を乗じて得た数を基準値として、基準値に対する中項目の評価点数の合計数値の割合をもって次の区分により評価を行う。 A：90%以上 B：50%以上90%未満 C：50%未満</p> <p>ただし、上記評価の結果、A評価となった場合には、各中項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価となった場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>評価を行うに当たっては、次の留意事項を併せて記載するものとする。 ・当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等 ・中期計画に掲げられた具体的取組内容以外の評価すべき業績</p>	<p>中項目の総数：7 評価Sの中項目数：0×3点=0点 評価Aの中項目数：7×2点=14点 評価Bの中項目数：0×1点=0点 評価Cの中項目数：0×0点=0点 評価Dの中項目数：0×-1点=0点 合計 14点 (14/14=100%)</p> <p>【特記事項】 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等 法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「1 業務の重点化・効率化」、「2 組織体制の整備」、「3 業務運営能力の向上」、「4 外部委託による業務の効率化」、「5 分析機器に関する効率化」、「6 業務運営の効率化による経費抑制」及び「7 人件費の削減」について評価基準に基づく評価を行った結果、すべての中項目についてA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。 なお、中項目の評価については、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。 「1 業務の重点化・効率化」においては、近年の食品の不正表示問題等に起因する食の安全と消費者の信頼の確保に資するため、組織の再編を行うなどの取組により食品表示監視業務等に従事する職員の比率を平成17年度を基準として1.1ポイント増加させるなど、国の政策や社会情勢の変化に対応した業務の重点化が適切に行われている。 「2 組織体制の整備」においては、理事長は、法人に与えられた使命・課題を的確に認識し、社会的ニーズ等に対応して的確かつ柔軟に業務運営を行うとともに、業務運営を横断的に監査する業務監査室を設置するなど、業務の信頼性を確保するための取組を積極的</p>	<p>A</p>

			<p>・ 予期せぬ重大な社会情勢の変動に即応して特定の業務を優先して行ったため、予定していた業務を中止し、又はその業務量を減らざるを得なかった場合にあっては、その経緯及び実施した特定の業務の内容 (以下、大項目の評価に当たっては、本項目の評価指標、評価方法を用いる。)</p>	<p>に行っている。 また、平成19年4月の独立行政法人肥飼料検査所及び独立行政法人農薬検査所との統合に向け、3法人合同の「検査3法人統合準備委員会」を設置するなど、円滑な統合及び早期に統合メリットを発揮するための努力が認められる。 「3 業務運営能力の向上」においては、職員技術研修中期計画に基づき研修を行うとともに、先進的な検査分析技術等の導入を図るため、職員を他機関に派遣し、共同研究及び技術交流を実施している。 また、検査・検定の知識・技術の共有化を図るため、検査検定3法人合同で研修を開催し、統合に向け積極的に取り組んでいた。 「4 外部委託による業務の効率化」においては、「アウトソーシング実施要領」を定め、JAS規格見直し作業のためのアンケート調査票の発送及び回答の集計作業並びに試薬調製作業についてアウトソーシングを実施し、業務の効率化が図られていた。 「7 人件費の削減」においては、対前年度比で4.9%削減するとともに、法人の給与水準を国家公務員及び他法人と比較し、ホームページ上で公表することにより、その透明性を確保している。なお、当法人の給与水準は国家公務員(行政職(一))と同水準であった。</p>
1 業務の重点化・効率化	1 業務の重点化・効率化	1 業務の重点化・効率化	<p>業務の重点化・効率化 評価指標：中項目に含まれる各小項目の評価点数の合計 評価方法：各小項目の評価結果の点数を s 評価：3点、a 評価：2点 b 評価：1点、c 評価：0点 d 評価：-1点 とし、小項目の項目数に2を乗じて得た数を基準値として、基準値に対する小項目の評価点数の合計数値の割合をもって次の区分により評価を行う。 A：90%以上 B：50%以上90%未満 C：50%未満</p>	<p style="text-align: right;">A</p> <p>指標の総数 : 13 評価sの指標数：0 × 3点 = 0点 評価aの指標数：13 × 2点 = 26点 評価bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価cの指標数：0 × 0点 = 0点 評価dの指標数：0 × -1点 = 0点 合計 26点 (26 / 26 = 100%)</p>

			<p>ただし、上記評価の結果、A評価となった場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価となった場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 (以下、中項目の評価に当たっては、本項目の評価指標、評価方法を用いる。)</p>	
<p>(1) センターは、不正な食品表示や不正なJASマークの監視・取締りを強化するため食品表示監視業務及び登録認定機関(登録外国認定機関を含む。以下同じ。)認定事業者に対する指導・監督業務といった検査業務に重点化を図る。 このため、センター業務のうち検査業務に従事する職員の比率(%)を、平成17年度を基準として中期目標期間中に5ポイント増加させる。</p>	<p>(1) センターは、食品表示監視業務及び登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督業務に重点化を図るため、管理部門の合理化、情報提供業務等の一層の効率化を行い、検査業務に従事する職員の比率(%)を平成17年度を基準として中期目標期間中に5ポイント増加させる。</p>	<p>(1) 独立行政法人農林水産消費技術センター(以下「センター」という。)は、検査業務に従事する職員の比率(%)を平成17年度を基準として中期目標期間中に5ポイント増加させるため、トップマネジメントにより、組織活動の責任と権限を明確化した上で適切な人員配置を行い、本年度は、平成17年度を基準として1ポイント以上増加させる。</p>	<p>検査業務に従事する職員の比率(%)を平成17年度を基準として、各事業年度ごとの計画値を達成した。(各事業年度ごとの計画値：中期計画開始時からの経過年数に1ポイントを乗じて得られる増加率。) s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は90%以上であった b：計画値の達成度合は50%以上90%未満であった c：計画値の達成度合は50%未満であった d：計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 検査業務の重点化・効率化を図るため、本部の「技術調査部」及び「技術指導部」を、JAS規格関係業務を行う「規格指導部」及び食品表示監視業務を行う「表示監視部」に再編する等の取組みを行い、平成19年1月1日時点(注)における検査業務に従事する職員の比率(%)を平成17年度を基準として1.1ポイント増加させた。 注：独立行政法人通則法第60条の規定による常勤職員数の国会報告基準日</p> <p>【その他の特記事項】 達成度合：110%(1.1ポイント/1ポイント)</p>
<p>また、継続的に業務の見直しを行い、業務全体の効率的な実施を図るものとする。</p>	<p>また、検査業務についても継続的に見直し、その効率的な実施を図る。</p>	<p>また、検査業務の効率的な実施を図るため、内部監査の強化等により業務の見直しを行うとともに、業務評価委員会による点検・評価及びマネジメントレビューの結果を規程等に適宜反映させる。</p>	<p>内部監査等の実施により、業務の継続的な見直しを行った。 s：行い、特に優れた成果が得られた a：行った c：行わなかった d：行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営</p>	<p>【事業報告書の記述】 また、検査業務の効率的な実施に資するため、農林水産省独立行政法人評価委員会における評価、内部監査の結果及び苦情処理等への対応を踏まえた業務の改善、外部の有識者を構成員に含む業務評価委員会における議論、マネジメントレビューの結果等を踏まえて、業務規程類の見直しを行った。</p>

<p>(2) 食品表示監視業務については、国（地方農政局）地方公共団体等の役割分担を踏まえ、センターの有する農林物資の分析技術とその活用によって蓄積された専門技術的知見が必要とされる検査等に重点化を図るとともに、平成17年度を基準として、検査に要する時間を中期目標期間中に10%削減し、検査の効率化を図る。</p>	<p>(2) 食品表示監視業務については、国、地方公共団体等との役割分担を踏まえ、センターの有するDNA解析技術及び微量成分の検査分析技術等の食品等に関する分析技術とその活用によって蓄積された専門技術的知見が必要とされる検査等に重点化を図るとともに、検査の方法又は工程の見直し、新たな検査方法の導入等による効率的な検査の実施により、平成17年度を基準として、検査に要する時間を中期目標期間中に10%削減し、検査の効率化を図る。</p>	<p>(2) 品質表示基準の遵守状況の確認のための食品表示の監視業務（以下「食品表示監視業務」という。）について、農林水産物、飲食物品及び油脂（以下「食品等」という。）に関する分析技術とその活用によって蓄積された専門技術的知見が必要とされる検査等に重点化を図るため、センターの調査研究によって得られた成果を活用した特定品目に係る重点的な検査を2回以上行う。 また、食品表示監視業務に係る検査に要する時間を平成17年度を基準として中期目標期間中に10%削減するため、本年度は分析試験ごとに分析実施センターの集約化等について検討し、当該業務に係る検査に要する時間を平成17年度を基準として2%程度削減する。</p>	<p>にあった</p> <p>センターの有する農林物資の分析技術等を活用した重点的な検査を実施した。 s：実施し、特に優れた成果が得られた a：実施した c：実施しなかった d：実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>食品表示監視業務について、効率的な検査の実施により、平成17年度を基準として、各事業年度ごとの削減計画値を達成した。（各事業年度ごとの削減計画値：中期計画開始時からの経過年数に2%を乗じて得られる削減率。） s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は90%以上であった b：計画値の達成度合は50%以上90%未満であった c：計画値の達成度合は50%未満であった d：計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 品質表示基準の遵守状況の確認のための検査の実施に当たっては、試験研究機関等と連携して実施したセンターの調査研究の成果を活用し、以下のとおり重点的な検査を2回（2品目）実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アサリの表示に関する緊急特別調査 100件 ・しいたけの表示に関する特別調査 253件 <p>【事業報告書の記述】 また、食品表示監視業務に係る検査に要する時間を削減するため、同一品目の分析試験を集中的に実施し、検査に要する時間を平成17年度を基準として3.7%削減した。</p> <p>【その他の特記事項】 達成度合：185%（3.7% / 2%）</p>	<p>a</p>
<p>(3) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務については、食品表示の真正性確認に係る調査及び研究を重点的に行うため、表示の真正性確認に係る調査及び研究課題の比率を全体の80%以上とする</p>	<p>(3) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務については、食品表示の真正性確認に係る調査及び研究を重点的に行うため、表示の真正性確認に係る調査及び研究課題の比率を全体の80%以上とするとともに、各地域セ</p>	<p>(3) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究の重点化を図るため、全調査研究課題のうち、表示の真正性確認に係る調査及び研究課題の比率を全体の80%以上とするとともに、調査及び研究については本部、横浜及び神戸</p>	<p>全調査研究課題のうち、食品表示の真正性確認に係る課題の比率は全体の80%であった。 s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は100%以上であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 平成18年度中に実施した調査研究課題23課題のうち、表示の真正性確認に係る調査研究を22課題実施し、全体に占める比率を96%とした。また、従来、各センターで実施していた調査及び研究については、本部、横浜及び神戸センターに集約して行った。 なお、23課題のうち「貝類判別法の検討」については、国内に輸入されてるアサリにお</p>	<p>a</p>

<p>とともに、その実施体制の強化を図る。</p>	<p>ンターで実施していた調査及び研究を本部及び特定の地域センターに集約して行う。</p>	<p>センターに集約して行う。 なお、年度途中で実施すべき課題が発生した場合には、この割合に留意し、必要に応じて課題の調整を行う。</p>	<p>b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度合は70%未満であった d：計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <hr/> <p>各地域センターで実施していた調査及び研究を本部及び特定の地域センターに集約した。 s：集約し、特に優れた成果が得られた a：集約した c：集約しなかった。 d：集約せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>ける産地表示に対する消費者の関心が高い状況にあったことから、調査研究推進委員会において表示の真正性確認に係る技術として必要性が高いと判断され、年度途中に追加して実施した。 【その他の特記事項】 達成度合：120%（96% / 80%）</p> <p>実施箇所を集約化することにより、各地域センターで調査研究を実施していた職員の検査業務との兼務を解消した。</p> <p style="text-align: right;">a</p>
<p>(4) 登録認定機関の登録及びその更新時における調査については、農林水産省の調査指示から報告までの目標期間（30業務日（ただし、申請者に対し、照会、追加・補足資料等が必要とされ、事務処理を行うことができなかった等の期間を除く。以下同じ。))を中期目標期間中に10%削減する。</p>	<p>(4) 登録認定機関の登録及びその更新時における調査については、検査員の能力向上と適切な進行管理により、農林水産省の調査指示から報告までの目標期間（30業務日（ただし、申請者に対し、照会、追加・補足資料等が必要とされ、事務処理を行うことができなかった等の期間を除く。以下同じ。))を中期目標期間中に10%削減する。</p>	<p>(4) 登録認定機関（登録外国認定機関を含む。以下同じ。）の登録及びその更新時における調査（以下「技術上の調査」という。）については、中期目標期間中に農林水産省の調査指示から報告までの目標期間（30業務日（ただし、申請者に対し、照会、追加・補足資料等が必要とされ、事務処理を行うことができなかった等の期間を除く。以下同じ。))を10%削減するため、以下の措置を講じる。 目標期間の削減を図るため事務処理の簡素・合理化等について検討を行う。 登録認定機関等の技術上の調査に係る基準文書を必要に応じて見直すとともに、検査員への周知</p>	<p>登録認定機関の技術上の調査に係る報告の目標期間（30業務日）を中期目標期間中に10%削減するための取り組みを行った。 s：取り組みを行い、特に優れた成果が得られた a：取り組みを行った c：取り組みを行わなかった d：取り組みを行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 技術上の調査については、農林水産省の調査指示から報告までの目標期間（30業務日）を削減するため、以下の取組を行い、調査を行った256件すべての案件について、目標期間内に報告した。 事務処理手順の簡素化・合理化等について検討を行い、調査結果の判定を行う技術委員会の委員構成及び構成人数を変更する等、技術上の調査に係る基準文書を見直した。 また、検査員に対し、これまでの技術上の調査等の実績を事例演習に反映させた研修を4回（35名参加）実施することにより、検査員の調査能力の向上を図った。</p> <p>【その他の特記事項】 目標期間を削減するための取り組みを行った結果、報告までの事務処理日数は、最大で27日となっている。</p> <p style="text-align: right;">a</p>

<p>(5) リスク管理のための有害物質の分析業務については、平成17年度を基準として、試料の分析に要する時間を中期目標期間中に10%削減し、年間を通じた均等な業務の実施に努め、効率化を図る。</p>	<p>(5) リスク管理のための有害物質の分析業務については、同一品目の集中的な実施、分析の作業工程の最適化等による効率的な分析の実施により、平成17年度を基準として、試料の分析に要する時間を中期目標期間中に10%削減する。 また、月別の分析件数を平準化することにより、業務の効率化を図る。</p>	<p>徹底及び教育訓練を行うことにより検査員の能力向上を図る。</p> <p>(5) リスク管理のための有害物質の分析業務については、平成17年度を基準として、試料の分析に要する時間を中期目標期間中に10%削減するため、本年度は同一品目の集中的な実施、分析の作業工程の最適化について検討し、平成17年度を基準として分析時間を2%程度削減する。 また、分析要員に対する教育訓練との実施時期の調整を図り、月別の分析件数を平準化することにより、業務の効率化を図る。</p>	<p>リスク管理のための有害物質の分析業務について、効率的な分析の実施等により、平成17年度を基準として、各事業年度ごとの削減計画値を達成した。(各事業年度ごとの削減計画値：中期計画開始時からの経過年数に2%を乗じて得られる削減率。) s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は90%以上であった b：計画値の達成度合は50%以上90%未満であった c：計画値の達成度合は50%未満であった d：計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 内部精度管理及び麦類の残留農薬試験の方法を見直し、残留農薬の分析に要する時間を平成17年度を基準として2.5%削減した。</p> <p>【その他の特記事項】 達成度合：125% (2.5% / 2%)</p>	a
<p>(6) 消費者等に対する情報提供業務については、食品等の品質及び表示、遺伝子組換え食品並びに農産物の残留農薬等、消費者の関心の高い情報</p>	<p>(6) 消費者等に対する情報提供業務については、食品等の品質及び表示、遺伝子組換え食品並びに農産物の残留農薬等、消費者等の関心の高い情報を</p>	<p>(6) 消費者等に対する情報提供業務については、食品等の品質及び表示、遺伝子組換え食品並びに農産物の残留農薬等、消費者等の関心の高い情報を</p>	<p>月別の分析件数等を平準化することにより業務の効率化を図った。 s：業務の効率化を図り、特に優れた成果が得られた a：業務の効率化を図った c：業務の効率化を図らなかった d：業務の効率化を図らず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 リスク管理のための有害物質の分析のうち、調整が可能な品目の実施時期を調整することにより、月別の分析件数を平準化するとともに、分析要員の教育訓練、技能試験等の実施時期の調整を行うことにより、月別の業務量の平準化を図った。</p>	a

報の発信に重点化を図る。

また、消費者・企業からの相談、食品等の調査の結果及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）関係業務により蓄積された情報の中から必要な情報を迅速に提供する体制を維持するとともに、電子媒体等の活用による情報の効率的な発信に努める。

重点的に収集・整理し、インターネット及びメールマガジンによる効率的かつ迅速な情報発信、講習会等を通じた情報の提供を行う。

また、消費者・企業からの相談、食品等の調査の結果及びJAS法関係業務により得られた情報をセンター業務情報化システムにより迅速に集積・整理し、一元的に管理する体制を維持することにより、必要な情報を迅速に提供する。

なお、消費者等の関心を把握するため、アンケート調査等を実施する。

重点的に収集・整理し、インターネット（ホームページ及びメールマガジンを含む。以下同じ。）による効率的かつ迅速な情報発信、講習会等を通じた的確な情報の提供を行うため、以下の措置を講じる。

消費者等の関心の高い情報を重点的に収集するためのアンケート調査等を実施する。

インターネット上の情報内容をより充実したものとし、消費者等が情報検索を容易に行えるようにするため、また、職員が対応する相談等業務の効率化に資するために、収集した情報の整理を行う。

なお、その方法と提供情報及び検索システム等については、広報企画委員会において検討及び改善を図る。

消費者・企業からの相談、食品等の調査及びJAS関係業務により得られた情報をセンター業務情報化システム等により迅速に集積・整理し、一元的

消費者等の関心の高い情報を重点的に収集するためのアンケート調査を行った。
s：適切な調査対象・内容により行い、特に優れた成果が得られた
a：適切な調査対象・内容により行った
b：一部不十分な調査を行った
c：調査を行わなかった
d：調査を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

ホームページ上に蓄積した各種情報の中から、利用者が必要な情報を検索できる検索システムの定期的な見直しを行い、必要な改善を行った。
s：必要な改善を行い、特に優れた成果が得られた
a：必要な改善を行った、又は改善の必要がなかった
c：必要な改善を行わなかった
d：必要な改善を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

得られた情報をセンター業務情報化システム等により迅速に集積・整理し、一元的に管理する体制の定期的な見直しを行い、必要な改善を行った。

【事業報告書の記述】

消費者及び企業等の関心事項を把握するため、以下の取組を行った。
・広報誌及びメールマガジンの利用者に対し、アンケート調査を行った。
・ホームページに関する意見要望等を随時受け付けるコンテンツを引続き設置した。
・講習会及び研修会の課題等の選定に資するため、センターが開催する講習会の際に、アンケート調査を行った。

【事業報告書の記述】

ホームページ上の情報内容をより充実したものとし、また、職員が対応する相談等業務の効率化に資するため、消費者等の関心の高い情報を新聞及びインターネット等により収集し、整理した。
また、広報企画委員会において、情報収集の方法と提供情報について検討及び改善を図った。
なお、ホームページ利用者の利便性向上に資するため、ホームページの情報検索システム等の改善について検討した結果、改善の必要はなかった。

【事業報告書の記述】

センター業務情報化システムの見直し及びマニュアルの整備等を行い、JAS関係業務等により得られた情報を集積・整理し、一元的に管理する体制を維持、改善した。

a

a

a

<p>(7) 生系のJAS規格による格付業務については、平成21年3月1日に廃止し、当該業務に係る要員及び経費の合理化を図る。</p>	<p>(7) 生系のJAS規格による格付業務については、平成21年3月1日に廃止し、平成21年2月末日までの経過措置期間中は、受付、サンプリング等の一部の業務を除き、格付業務を神戸センターに集約することにより、要員及び経費の合理化を図る。</p>	<p>(7) 生系のJAS規格による格付業務については、受付、サンプリング等の一部の業務を除き、神戸センターに集約することにより、要員及び経費の合理化を図る。</p>	<p>に管理する体制を維持する。</p> <p>s : 必要な改善を行い、特に優れた成果が得られた a : 必要な改善を行った、又は改善の必要がなかった c : 必要な改善を行わなかった d : 必要な改善を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>一部の業務を除き、生系の格付業務を神戸センターに集約することにより、要員及び経費の合理化を図った。 s : 合理化を図り、特に優れた成果が得られた a : 合理化を図った c : 合理化を図らなかった d : 合理化を図らず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 生系のJAS規格による格付業務については、利用者の利便性にも留意しつつ、受付、サンプリング等の一部の業務を除き、神戸センターに集約した。</p> <p>【その他の特記事項】 生系の格付業務を神戸センターに集約することにより、当該業務に専従する職員を6名削減するとともに、横浜センターの生系検査機器の保守費等が不要となるなど、要員及び経費の合理化を図っている。</p>	<p>a</p>
<p>2 組織体制の整備</p> <p>(1) 行政ニーズ及び社会情勢の変化に柔軟に対応するため、理事長の指導の下、効率的に業務を推進するための組織体制を整備する。</p>	<p>2 組織体制の整備</p> <p>(1) 行政ニーズ及び社会情勢の変化に柔軟に対応するため、理事長の指導の下、組織の体制を適宜見直すとともに、スタッフ制の活用などにより機動的で柔軟な業務運営を行う。</p>	<p>2 組織体制の整備</p> <p>(1) 社会情勢の変化と科学技術の進歩に的確に対応した機動的かつ効率的な業務を推進できるよう、以下により組織体制の整備及び組織運営を行う。</p> <p>理事長はセンターの現状の課題を認識し、的確な業務運営を行うとともに業務の改善を図るため、</p>	<p>組織体制の整備</p> <p>理事長は、法人の課題を的確に認識している。 s : 的確に認識し、経営戦略の決定と実行において特に</p>	<p>A</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>指標の総数 : 6 評価sの指標数 : 0 × 3点 = 0点 評価aの指標数 : 6 × 2点 = 12点 評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点 評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点 評価dの指標数 : 0 × -1点 = 0点 合計 12点 (12 / 12 = 100%)</p> </div> <p>【事業報告書の記述】 検査業務の重点化・効率化を図るため、本部の「技術調査部」及び「技術指導部」を、JAS規格関係業務を行う「規格指導部」及び食品表</p>	<p>a</p>

<p>(2) 業務運営（会計を含む。）を横断的に監査する内部監査体制の充実・強化を図る。</p>	<p>(2) 内部監査体制を充実・強化し、業務の改善及び効率化を図るため、業務運営（会計を含む。）を横断的に監査する専任の部署を設置する。 また、外部の有識者を活用した業務運営の改善を定期的に行う。</p>	<p>農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の通知を受けた後、マネジメントレビューを実施する。 なお、実施に当たっては、センターが業務の信頼性を確保するため行う内部監査や苦情処理等の結果を踏まえたものとする。</p> <p>本部の各部及び各地域センターに業務量を勘案してスタッフ職員を配置する。 また、業務の進捗状況等に対応して、スタッフ職員の業務内容を調整する。</p> <p>(2) 内部監査体制を充実・強化し、業務の改善及び効率化を図るため、次に掲げる措置を講じる。 業務運営（会計を含む。）を横断的に監査する業務監査室を設置する。</p> <p>業務運営の改善を定期的に行うため、第2四半期終了後を目途に外部の</p>	<p>優れた成果が得られた a：的確に認識している c：認識が充分とは言えない d：認識していない</p> <p>-----</p> <p>理事長は、マネジメントレビューを実施する等、リーダーシップを発揮した的確な業務運営を行った s：的確な業務運営を行い、業務の改善において特に優れた成果が得られた a：的確な業務運営を行った c：一部の業務運営において、的確さに欠けるところが見られた d：的確な業務運営を行わなかった</p> <p>-----</p> <p>本部の各部及び各地域センターに業務量を勘案してスタッフ職員を配置することにより、機動的で柔軟な業務運営を行った。 s：行い、特に優れた成果が得られた a：行った c：行わなかった d：行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p> <p>-----</p> <p>業務運営を横断的に監査する専任の部署を設置した。 s：設置し、特に優れた成果が得られた a：設置した c：設置しなかった d：設置せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p> <p>-----</p> <p>外部の有識者を活用した業務評価委員会を開催し、業務運営の改善を行った。</p>	<p>示監視業務を行う「表示監視部」に再編した。 平成17年度の業務実績の評価結果、平成18年度の業務の進捗状況、内部監査・苦情処理の結果等を踏まえ、マネジメントレビューを実施するとともに、その結果に基づき、検査検定3法人の統合に向けた取組及び立入検査等結果の事務処理の迅速化等について、理事長から本部の部長及び各地域センター所長に対して改善指示を行った。</p> <p>【その他の特記事項】 理事長は、業務運営の効率化と業務の質の向上を図り、国による食品安全行政の推進等を技術的側面から担い、中期目標を達成することが法人の課題であると認識している。</p> <p>-----</p> <p>【事業報告書の記述】 本部の各部及び各地域センターに年間業務量を勘案して主任調査官を配置した。 また、スタッフ職員を配置した課については、課長の指示により、業務の進捗状況等に対応して、スタッフ職員の業務内容を調整した。</p> <p>-----</p> <p>【事業報告書の記述】 総務部門及び業務部門の業務運営を横断的に監査する業務監査室を設置することにより、業務を継続的に改善し、業務の信頼性を確保する体制を充実・強化した。</p> <p>-----</p> <p>【事業報告書の記述】 業務運営の改善を定期的に行うため、平成19年1月に外部の有識者を含めた業務評価委員会</p>	<p>-----</p> <p>a</p> <p>-----</p> <p>a</p> <p>-----</p> <p>a</p> <p>-----</p> <p>a</p>
--	---	---	---	--	---

<p>(3) 検査検定3法人の統合に向けた検討を行う中で、そのメリットを最大限発揮するとともに、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、組織について、管理部門等の効率化を含めた再編統合を行い、早期に一体的な運営を図るための検討を行う必要がある。このため、統合後の組織体制の検討及び円滑な再編を実施するための必要な体制を整備する。</p>	<p>(3) 組織の再編統合の検討及び円滑な再編を実施するため、検査検定3法人を横断した体制を整備する。</p>	<p>(3) 独立行政法人肥飼料検査所及び独立行政法人農薬検査所との統合に向けた検討 平成19年4月の統合法人発足時から統合メリットを發揮するため、センター、独立行政法人肥飼料検査所及び独立行政法人農薬検査所（以下「検査検定3法人」という。）合同の統合準備委員会の下、各種専門委員会を設置し、さらに質の高い業務の実施を可能とする体制を構築するための検討を行う。</p>	<p>s：開催し、業務運営の改善を行い、特に優れた成果が得られた a：開催し、業務運営の改善を行った、又は改善の必要はなかった c：開催せず、又は必要な改善を行わなかった d：開催せず、又は必要な改善を行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p> <p>統合後の組織体制の検討及び円滑な再編を実施するための検査検定3法人合同の統合準備委員会を設置し、検討を行った。 s：設置し、検討を行い、特に優れた成果が得られた a：設置し、検討を行った c：設置しなかった、又は検討を行わなかった d：設置せず、又は検討を行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった（平成18年度限りの評価指標）</p>	<p>を開催し、平成17年度における業務実績の評価結果及びこれへの対応状況並びに平成18年度マネジメントレビューの結果について点検・評価を行った。 なお、平成18年度は統合準備作業との関係で、開催時期が第3四半期終了後となった。</p> <p>【事業報告書の記述】 検査検定3法人の役員を構成員とする検査3法人統合準備委員会を設置し、統合法人の組織体制及び事務事業の効率化等について検討を行うとともに、農林水産省との綿密な連携の下に統合準備作業を進めた。 また、検査3法人統合準備委員会のもと、業務に関する事項を検討する業務検討グループ、人事、会計等総務に関する事項を検討する総務検討グループを設置し、細部事項の検討を行った。</p> <p>【その他の特記事項】 検討の結果、平成19年4月より、統合前の3本部12地方組織を再編統合し、1本部5地方組織とすることとした。</p>	<p>a</p>
<p>3 業務運営能力の向上</p> <p>科学技術の進歩に対応しつつ確かな検査・分析の実施に資するよう、職員の技術的水準</p>	<p>3 業務運営能力の向上</p> <p>科学技術の進歩に対応しつつ確かな検査・分析の実施に資するよう、職員の技術的水準の向上を</p>	<p>3 業務運営能力の向上</p> <p>(1) 職員の技術的水準の向上による業務運営能力の向上のため、次に掲げる資格の取得又は研修等を</p>	<p>業務運営能力の向上</p> <p>職員の技術的水準の維持・向上を図るための研修及び資格の取得を行った。 s：行い、特に優れた成果が</p>	<p>指標の総数 : 3 評価sの指標数: 0 × 3点 = 0点 評価aの指標数: 3 × 2点 = 6点 評価bの指標数: 0 × 1点 = 0点 評価cの指標数: 0 × 0点 = 0点 評価dの指標数: 0 × -1点 = 0点 合計 : 6点 (6 / 6 = 100%)</p> <p>【事業報告書の記述】 職員技術研修中期計画に基づき、研修を以下のとおり行った。また、研修企画委員会の審議結果を踏まえ、職員技術研修中期計画の見直し</p>	<p>A</p> <p>a</p>

<p>の維持・向上を図るための研修及び資格の取得を計画的に推進するとともに、先進的な技術、知識等の導入に努める。</p>	<p>図るため、次に掲げる研修及び資格等の取得を計画的に推進する。</p> <p>(1) 研修 ・機器分析研修 ・ISO9000審査員研修</p> <p>(2) 資格の取得 ・放射線取扱主任者</p>	<p>行う。</p> <p>職員の技術的水準の向上及び資格等の取得を計画的に実施するため、別に定める職員技術研修中期計画に基づき研修を行うとともに、研修企画委員会を開催し、必要に応じて当該中期計画の見直しを行う。</p> <p>職員技術研修中期計画に基づき、ISO9000審査員研修コースを受講させ、修了試験の合格者を確保する。</p> <p>放射性同位体を利用した分析機器を適切に取り扱うため、各センターに放射線取扱主任者を配置し、必要に応じて、職員に放射線取扱主任者の資格を取得させる。</p>	<p>得られた a：行った c：行わなかった d：行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器操作研修 37回（延べ133名） <p>職員技術研修中期計画に基づき、ISO9000審査員研修コースを6名に受講させ、以下のとおり有資格者を確保した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO9000審査員研修修了者 42名（新規 6名） <p>放射性同位体を利用した分析機器を適切に取り扱うため、本部及び各地域センターに放射線取扱主任者を配置した。</p> <p>なお、新たに資格を取得させる必要はなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線取扱主任者 40名（新規 0名）
<p>また、検査検定3法人</p>	<p>また、検査分析技術への先進的な技術、知識等の導入に努める。</p> <p>さらに、検査・検定の</p>	<p>(2) 調査分析等に係る先進的な技術、知識等の導入を図るため、以下の措置を講じる。</p> <p>先進的な検査分析技術等の導入を図るため、必要に応じて大学及び研究機関等との共同研究及び技術交流を行う。</p> <p>職員の技術力の向上を図るため、遺伝子組換え食品の検査技術、安定同位体比測定技術等の最新の分析技術に関する研修を行う。</p> <p>(3) 平成19年4月に統合が</p>	<p>先進的な検査分析技術等の導入を図るため、最新の分析技術に重点を置いた研修を行った。</p> <p>s：行い、特に優れた成果が得られた a：行った c：行わなかった d：行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>検査検定3法人合同での研</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>先進的な検査分析技術等の導入を図るため、以下のとおり職員を他機関に派遣し、共同研究及び技術交流を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所 2名（共同研究） ・独立行政法人水産総合研究センター 1名（共同研究） ・環境省環境調査研修所 8名 ・北九州市環境科学研究所 1名 <p>職員の技術力の向上を図るため、遺伝子組換え食品の検査技術、安定同位体比測定技術等、分析技術等に関する研修を延べ89回（延べ626名）行った。</p> <p>【その他の特記事項】</p> <p>分析技術等に関する研修89回（延べ626名）のうち、16回（延べ61名）を最新の分析技術に重点を置いた研修として評価した。</p> <p>【事業報告書の記述】</p>

<p>の統合に向けた検討を行うことにより、効率的かつ効果的な運営が行われるよう、検査・検定の知識・技術の共有化を図るための取組を行う。</p>	<p>知識・技術の共有化を図るよう、検査検定3法人合同で研修を行う。</p>	<p>予定されている検査検定3法人の検査・検定の知識・技術の共有化に資するための合同研修を行う。</p>	<p>修を行った。 s：行い、特に優れた成果が得られた a：行った c：行わなかった d：行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった (平成18年度限りの評価指標)</p>	<p>検査検定3法人の検査・検定の知識・技術の共有化に資するため、検査検定3法人合同で、各法人の業務内容等に関する研修、GLP制度に関する研修及び食品安全に係るリスク管理に関する分析技術研修を実施した。(3回 延べ27名)</p>	<p>a</p>
<p>4 外部委託(アウトソーシング)による業務の効率化</p> <p>専門技術的知見の必要性が低い作業等の中で、以下の業務については早期にアウトソーシングを行う。また、以下の業務以外についてもアウトソーシングを行う方が効率的な業務を整理し、当該業務のアウトソーシングを推進する。なお、検査検定3法人の統合が行われた後は、検査検定3法人一体となってアウトソーシングを推進する。</p> <p>(1) JAS規格見直し作業のためのアンケート調査票の発送及び回答の集計作業</p> <p>(2) 専門技術的知見の必要性が低い試薬調製作業等</p> <p>(3) JASマークの付された農林物資(以下「JAS製</p>	<p>4 外部委託(アウトソーシング)による業務の効率化</p> <p>専門技術的知見の必要性が低い作業等の中で、以下の業務については早期にアウトソーシングを行う。なお、検査検定3法人の統合が行われた後は、検査検定3法人一体となってアウトソーシングを推進する。</p> <p>(1) JAS規格見直し作業のためのアンケート調査票の発送及び回答の集計作業</p> <p>(2) 専門技術的知見の必要性が低い試薬調製作業等</p> <p>(3) JAS製品の検査データの入力</p> <p>(4) ホームページの運営管理</p> <p>このため、次の規程(仮称)等を整備する。</p> <p>(1) 業務外部委託規程</p> <p>(2) 委託(入札)仕様書</p> <p>(3) 委託先(業者)選定基</p>	<p>4 外部委託(アウトソーシング)による業務の効率化</p> <p>(1) 検査検定3法人合同の「業務運営改善委員会(仮称)」を設置し、情報の取扱いや検査分析業務の信頼性の確保に留意しつつ、以下の業務については早期にアウトソーシングを行うための検討を行うとともに、アウトソーシングを行うための基準文書を整備する。</p> <p>アンケート調査票の発送及び回答の集計作業</p> <p>専門技術的知見の必要性が低い試薬調製作業等</p> <p>検査分析データの入力</p> <p>ホームページの運営管理</p> <p>(2) (1)の業務以外の業務についても、効率化を図るため、「業務運営改善委員会(仮称)」において、アウトソーシングの</p>	<p>外部委託(アウトソーシング)による業務の効率化</p> <p>アウトソーシングを行うための基準文書を整備するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改善を図った。</p> <p>s：整備し、又は必要な改善を行い、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：整備し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要がなかった</p> <p>c：整備せず、又は必要な改善を行わなかった</p> <p>d：整備せず、又は必要な改善を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>専門技術的知見の必要性が低い作業等のアウトソーシングを推進した。</p> <p>s：推進し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：推進した</p>	<p>A</p> <p>指標の総数：2 評価sの指標数：0×3点=0点 評価aの指標数：2×2点=4点 評価bの指標数：0×1点=0点 評価cの指標数：0×0点=0点 評価dの指標数：0×-1点=0点 合計：4点 (4/4=100%)</p> <p>【事業報告書の記述】 検査3法人統合準備委員会の下に設置した業務運営改善委員会において「業務外部委託(アウトソーシング)推進の方針」を、センターにおいて「アウトソーシング実施要領」を定めた。</p> <p>【事業報告書の記述】 また、これらをもとに、年度計画に記載されたアウトソーシング検討事項について検討を行い、外部の専門業者に委託した方が業務運営の効率化に資するものとして、以下の業務についてアウトソーシングを行った。</p>	<p>a</p> <p>a</p>

<p>品」という。)の検査データの入力 (4) ホームページの運営管理</p>	<p>準 また、上記の業務以外についてもアウトソーシングを行う方が効率的な業務を整理するため、検査検定3法人合同の「業務運営改善委員会(仮称)」による検討を行う。</p>	<p>可能性を検討する。</p>	<p>c : 推進しなかった d : 推進せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>・ JAS規格見直し作業のためのアンケート調査票の発送及び回答の集計作業 ・ 試薬調製作業</p> <p>上記の業務以外について、業務運営改善委員会でアウトソーシングの可能性を検討し、平成19年4月以降に新法人が発行する広報誌の発送作業についてアウトソーシングを行うこととした。</p>	
<p>5 分析機器に関する効率化</p> <p>センターに設置されている分析機器等については、その稼働状況等を踏まえ、有効活用及び効率的な運用を図るとともに、その更新に当たっては、検査検定3法人全体の必要性を踏まえた精査を行う。</p>	<p>5 分析機器に関する効率化</p> <p>センターに設置されている分析機器等については、定期的に機器の稼働状況等の調査を行い、その結果を踏まえた検査計画を策定することにより、既存の機器の稼働率の向上を図る。 また、分析機器等の更新に当たっては、耐用年数の経過状況等のほか、検査検定3法人全体としての必要性を十分に検討する。</p>	<p>5 分析機器に関する効率化</p> <p>分析機器の稼働率の向上を図るため、機器の稼働状況等の調査を行い、次年度の検査計画の策定に反映させる。 また、機器の新規購入及び更新に当たっては、検査検定3法人全体としての必要性について検討する。</p>	<p>分析機器に関する効率化</p> <p>全センターの分析機器の稼働状況の調査を行い、次年度の検査計画の策定に反映させた。 s : 反映させ、特に優れた成果が得られた a : 反映させた c : 反映させなかった d : 反映させず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>分析機器等の更新に当たっては、検査検定3法人全体としての必要性を検討した上で更新した。 s : 検討した上で更新し、特に優れた成果が得られた a : 検討した上で更新した c : 検討せず更新した d : 検討せず更新し、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>指標の総数 : 2 評価sの指標数 : 0 × 3点 = 0点 評価aの指標数 : 2 × 2点 = 4点 評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点 評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点 評価dの指標数 : 0 × -1点 = 0点 合計 4点 (4 / 4 = 100%)</p> <p>【事業報告書の記述】 分析機器の稼働状況等の調査を行い、機器の保有状況に応じた分析件数にする等、平成19年度の検査計画の策定に反映させた。</p> <p>【事業報告書の記述】 また、機器の新規購入及び更新に当たっては、分析試験業務運営委員会においてセンターの方針を審議するとともに、業務運営改善委員会において、検査検定3法人全体としての必要性について検討を行い、整備方針を決定した。この結果、購入予定であった蛍光X線装置について、肥料検査所で所有しているものを活用することにより効率的な業務運営を図った。</p>	<p>A</p> <p>a</p> <p>a</p>
<p>6 業務運営の効率化に</p>	<p>6 業務運営の効率化によ</p>	<p>6 業務運営の効率化によ</p>	<p>業務運営の効率化による</p>		

よる経費の抑制	る経費の抑制	る経費の抑制	経費の抑制	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 指標の総数 : 2 評価sの指標数: $0 \times 3 \text{点} = 0 \text{点}$ 評価aの指標数: $2 \times 2 \text{点} = 4 \text{点}$ 評価bの指標数: $0 \times 1 \text{点} = 0 \text{点}$ 評価cの指標数: $0 \times 0 \text{点} = 0 \text{点}$ 評価dの指標数: $0 \times -1 \text{点} = 0 \text{点}$ 合計 4点 (4 / 4 = 100%) </div>
<p>業務運営の効率化による経費の抑制については、検査検定3法人の各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で一般管理費を3%、業務経費を1%抑制する。以上に加え、検査検定3法人の統合後においては、法人全体として、管理部門等の効率化、検査検定等業務の重点化及び効率化を行い、統合メリットを發揮することにより、更なる経費の抑制を行う。</p>	<p>業務運営の効率化による経費の抑制については、検査検定3法人の各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、検査業務等の合理化と効率化を図り、少なくとも対前年度比で一般管理費を3%、業務経費を1%抑制する。以上に加え、検査検定3法人の統合後においては、法人全体として、管理部門等の効率化、検査検定等業務の重点化及び効率化を行い、統合メリットを發揮することにより、更なる経費の抑制を行う。</p>	<p>上記1～5に掲げる措置により、人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で一般管理費を3%、業務経費を1%抑制する。</p>	<p>人件費を除く運営費交付金で行う事業について、新規事業分その他特別の事情による増加分を除き、一般管理費を対前年度比で3%抑制した。 s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a : 計画値の達成度合は100%以上であった b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c : 計画値の達成度合は70%未満であった d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p> <hr/> <p>人件費を除く運営費交付金で行う事業について、新規事業分その他特別の事情による増加分を除き、業務経費を対前年度比で1%抑制した。 s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a : 計画値の達成度合は100%以上であった b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c : 計画値の達成度合は70%未満であった d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法</p>	<p>【事業報告書の記述】 人件費を除く運営費交付金で行う事業について、対前年度比で一般管理費を3.0%、業務経費を5.6%削減した。</p> <p>【その他の特記事項】 人件費等を除く運営費交付金で行う事業に係る経費うち、一般管理費に要した経費は前年度の経費514百万円に対し、498百万円であった。 達成度合 : 100% (3.0% / 3%)</p> <hr/> <p>人件費等を除く運営費交付金で行う事業に係る経費うち、業務経費に要した経費は前年度の経費642百万円に対し、606百万円であった。 達成度合 : 560% (5.6% / 1%)</p>

			人の著しく不適切な対応にあった		
7 人件費の削減	7 人件費の削減	7 人件費の削減	人件費の削減	<p>指標の総数 : 2 評価sの指標数: 0 × 3点 = 0点 評価aの指標数: 2 × 2点 = 4点 評価bの指標数: 0 × 1点 = 0点 評価cの指標数: 0 × 0点 = 0点 評価dの指標数: 0 × -1点 = 0点 合計 4点 (4 / 4 = 100%)</p>	A
<p>「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、今後5年間に於いて、検査検定3法人全体の人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について5%以上の削減を行う。以上に加え、検査検定3法人の統合後においては、法人全体として、管理部門等の効率化、検査検定等業務の重点化及び効率化を行い、統合メリットを発揮することにより、更なる人件費の削減を行う。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革に合わせ、人事院勧告を踏まえた給与体系の見直しを進める。</p>	<p>「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、今後5年間に於いて、検査検定3法人全体の人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について5%以上の削減を行う。以上に加え、検査検定3法人の統合後においては、法人全体として、管理部門等の効率化、検査検定等業務の重点化及び効率化を行い、統合メリットを発揮することにより、更なる人件費の削減を行う。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革に合わせ、人事院勧告を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>	<p>業務の効率化を図り、人員を削減することにより、人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について、本年度は1%以上の削減を行う。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革に合わせ、人事院勧告を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>	<p>人件費について、退職金及び福利厚生費並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除き、平成17年度を基準として、各事業年度ごとの削減計画値を達成した。(各事業年度ごとの削減計画値:中期計画開始時からの経過年数に1%を乗じて得られる削減率。)</p> <p>s:計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a:計画値の達成度合は100%以上であった b:計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c:計画値の達成度合は70%未満であった d:計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>国家公務員の給与構造改革に合わせ、人事院勧告を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを行った。 s:行い、特に優れた成果が得られた a:行った</p>	<p>【事業報告書の記述】 業務の効率化を図り、人員を平成18年1月1日時点(注)の常勤職員498名から474名(平成19年1月1日時点)と24名削減することにより、人件費を4.9%削減した。 注:独立行政法人通則法第60条の規定による常勤職員数の国会報告基準日</p> <p>【その他の特記事項】 退職金及び福利厚生費並びに非常勤職員給与を除く人件費は平成17年度の人件費3,357百万円に対し、3,192百万円であった。 達成度合:490%(4.9%/1%)</p>	a
				<p>【事業報告書の記述】 また、国家公務員の給与構造改革に合わせ、人事院勧告を踏まえ俸給表の見直し、昇給期の一元化、地域手当の導入等を行った。</p>	a

			c : 行わなかった。 d : 行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	サービスその他業務の質の向上	<p style="text-align: right;">A</p> <p>中項目の総数 : 11 評価Sの中項目数 : 0×3点 = 0点 評価Aの中項目数 : 11×2点 = 22点 評価Bの中項目数 : 0×1点 = 0点 評価Cの中項目数 : 0×0点 = 0点 評価Dの中項目数 : 0×-1点 = 0点 合 計 22点 (22 / 22 = 100%)</p> <p>【特記事項】 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等 法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「1 食品表示監視業務」、「2 登録認定機関、認定事業者等に対する指導・監督業務」、「3 JAS規格及び品質表示基準の見直し等に係る業務」、「4 農林物資の格付業務」、「5 国際規格に係る業務」、「6 カルタヘナ担保法関係業務」、「7 リスク管理のための有害物質の分析業務」、「8 農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務」、「9 依頼検査」、「10 消費者等対応業務」、「11 緊急時の要請に関する事項」及び「12 国際協力」について評価基準に基づく評価を行った結果、業務実績がなく評価の対象外とした「6 カルタヘナ担保法に基づく業務」を除くすべての中項目についてA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。なお、中項目の評価については、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。 「1 食品表示監視業務」においては、食品表示の真正性の検査を6,067件実施するとともに、消費者の関心の高い品目を対象とした重点的な検査4回(896件)実施している。 一方、任意調査結果の報告事務に一部遅延が認められた。今後は、遅延した原因究明を踏まえ改正された手順書を活用するとともに、適切な事務処理体制を確立するなど、農林水産大臣の指示に基づき実施する立入検査と同</p>

				<p>様に目標期間内の報告を徹底することが求められる。</p> <p>「2 登録認定機関、認定事業者等に対する指導・監督業務」においては、認定事業者に対する立会調査の実施件数が計画を下回った（達成度合：82%）が、その要因は、本年度は改正JAS法施行後の初年度であり、登録された登録認定機関数が当初予定を大きく下回ったことに伴い、調査対象となる認定事業者が限定されたためである。これは法人の責任によるものではないが、評価は評価指標に基づいて行うことが基本であることから、評価結果に修正は加えないこととした。</p> <p>また、平成19年度以降の登録された登録認定機関数の動向によっては、評価を適切に実施する観点から、年度計画における目標の設定方法を検討する必要があると考えられる。</p> <p>なお、登録認定機関等に対する任意調査結果の報告事務においても一部延滞が認められたことから、食品表示監視業務同様に迅速な報告が求められる。</p> <p>「5 国際規格に係る業務」においては、国際食品規格委員会（Codex）関連の国際会議で検討された発酵大豆ペースト（我が国の「みそ」に相当）の規格原案において、センターの分析結果に基づく分析法が採用されている。</p>
1 食品表示監視業務	1 食品表示監視業務	1 食品表示監視業務	食品表示監視業務	<p style="text-align: right;">A</p> <p>指標の総数 : 8</p> <p>評価sの指標数 : 0 × 3点 = 0点</p> <p>評価aの指標数 : 7 × 2点 = 14点</p> <p>評価bの指標数 : 1 × 1点 = 1点</p> <p>評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点</p> <p>評価dの指標数 : 0 × -1点 = 0点</p> <p>合計 15点</p> <p style="text-align: right;">(15 / 16 = 94%)</p>
食品表示の監視業務については、DNA解析技術、微量成分の検査分析技術等の科学的手法を用いた食品表示の真正性の検査を毎年度6,000件以上行い、偽装	食品表示の監視業務については、DNA解析技術、微量成分の検査分析技術等の科学的手法を用いた食品表示の真正性の検査を、以下により、毎年度6,000件以上行う。	食品表示の監視業務については、DNA解析技術、微量成分の検査分析技術等の科学的手法を用いた食品表示の真正性の検査を、以下により、毎年度6,000件以上適切に実施するために、次に掲げ	食品表示の真正性の検査を6,000件以上実施した。 s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a : 計画値の達成度合は100%以上であった	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>食品表示の監視業務については、科学的手法を用いた食品表示の真正性の検査を加工食品について5,330件、生鮮食品について737件、計6,067件実施した。</p> <p>その結果、不適正な表示が認められた加工食品360件について、製造業者等に対して文書</p> <p style="text-align: right;">a</p>

の疑いが生じた場合には、農林水産省からの指示に基づき、速やかに立入検査又は任意調査を実施する。

	<p>る措置を講じる。</p>	<p>b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c : 計画値の達成度合は70%未満であった d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>による是正指導を行うとともに、農林水産省による行政指導が必要と思われる重大な不適合(201件)について、農林水産省に報告した。 また、不適正な表示が認められた生鮮食品50件について、検査結果を農林水産省に報告した。</p> <p>上記のほか、JAS規格の定期見直しに係る調査分析等において不適正な表示が認められた30件について、製造業者等に対して文書による是正指導を行った。</p> <p>【その他の特記事項】 達成度合：101% (6,067件 / 6,000件)</p>																
<p>(1) 前年度の検査で不適合の多かった品目については、検査件数を増加させる。</p>	<p>(1) 平成17年度の検査で不適合の多かった「茶、コーヒー及びココアの調整品」、「穀類加工品」等の検査件数を増加する。</p>	<p>前年度の検査において不適合の多かった品目の検査件数を前年度に比べて増加させた。 s : 増加させ、特に優れた成果が得られた a : 増加させた c : 増加させなかった d : 増加させず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 平成17年度の検査において不適合率の高かった品目について、以下のとおり検査件数を昨年度より増加させた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>平成17年度検査 件数(%)</th> <th>平成18年度検査 件数(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・茶、コーヒー及びココアの調整品(茶)</td> <td>217(4.3)</td> <td>526(9.9)</td> </tr> <tr> <td>・穀類加工品(米加工品)</td> <td>92(1.8)</td> <td>120(2.3)</td> </tr> <tr> <td>・農産物加工品(ジャム類)</td> <td>133(2.7)</td> <td>216(4.1)</td> </tr> <tr> <td>・調味料(みそ)</td> <td>107(2.1)</td> <td>153(2.9)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注:()内の数値は、加工食品の検査件数に占める割合(%)である。</p>	品目	平成17年度検査 件数(%)	平成18年度検査 件数(%)	・茶、コーヒー及びココアの調整品(茶)	217(4.3)	526(9.9)	・穀類加工品(米加工品)	92(1.8)	120(2.3)	・農産物加工品(ジャム類)	133(2.7)	216(4.1)	・調味料(みそ)	107(2.1)	153(2.9)	<p>a</p>
品目	平成17年度検査 件数(%)	平成18年度検査 件数(%)																	
・茶、コーヒー及びココアの調整品(茶)	217(4.3)	526(9.9)																	
・穀類加工品(米加工品)	92(1.8)	120(2.3)																	
・農産物加工品(ジャム類)	133(2.7)	216(4.1)																	
・調味料(みそ)	107(2.1)	153(2.9)																	
<p>(2) 消費者の関心の高い品目を対象に、毎年度4回以上の重点的な検査を行う。</p>	<p>(2) 消費者の関心の高い品目を対象とした重点的な検査を行うに当たっては、調査事項、実施時期を調整し、各センターで一斉に行う等の効率的な対応に努めることにより4回以上行う。 また、検査の計画及び実施に当たっては、農林水産省関係部局と連携して行う。</p>	<p>消費者の関心の高い品目を対象とした重点的な検査を4回以上実施した。 s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a : 計画値の達成度合は100%以上であった b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c : 計画値の達成度合は70%未満であった d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法</p>	<p>【事業報告書の記述】 消費者の関心の高い品目について、以下のとおり本部及び各地域センターで一斉に重点的な検査を4回行った。</p> <p>〔農林水産省関係部局と連携して行った調査〕 ・しいたけの表示に関する特別調査 253件 ・和牛の表示に関する緊急特別調査 302件 ・アサリの表示に関する緊急特別調査 100件</p> <p>〔センターが独自で行った調査〕 ・緑茶の表示に関する重点調査 241件</p> <p>【その他の特記事項】</p>	<p>a</p>															

	<p>(3) 遺伝子組換えに係る表示が行われている食品の検査を毎年度500件以上行うとともに、表示に疑義が生じた場合には、分別生産流通管理に係る調査を行う。</p>	<p>(3) 遺伝子組換えに係る表示が行われている食品の検査については、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して対象製品を選定し、500件以上の検査を適切に行う。</p> <p>なお、分別生産流通管理の実施に疑義があった場合には、製造業者、流通業者等に対する分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、可能な範囲において、原料農産物を入手し、遺伝子組換え体の混入率について検査分析を行う。</p>	<p>人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>遺伝子組換えに係る表示が行われている食品の検査を500件以上実施した。 s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は100%以上であった b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度合は70%未満であった d：計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>検査の結果に基づき、必要に応じて製造業者等に対し分別生産流通管理に係る調査を行った。 s：必要な調査を行い、特に優れた成果が得られた a：必要な調査を行った c：必要な調査を行わなかった事例があった d：必要な調査を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>食品の産地表示に関する検査を600件以上実施した。 s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は100%以上であった b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度合は70%未満であった d：計画値の達成度合は70%</p>	<p>達成度合：100%（4回 / 4回）</p> <p>【事業報告書の記述】 遺伝子組換えに係る表示が行われている食品の検査については、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して501件実施した。（加工食品416件、生鮮品85件）</p> <p>【その他の特記事項】 達成度合：100%（501件 / 500件）</p> <p>【事業報告書の記述】 なお、検査の結果、組換え遺伝子が検出されたもの等157件のうち、分別生産流通管理の実施状況等の調査を154件行った。また、平成17年度に実施した遺伝子組換え食品の検査のうち、分別生産流通管理の調査未了分1件についても調査を行った。以上の調査の結果、不適切な管理が認められた案件はなかった。 平成18年度における分別生産流通管理の調査未了分3件については、平成19年度に引き続き調査を行うこととしている。</p> <p>【事業報告書の記述】 食品の産地表示に関する検査については、産地ごとの食品の流通状況等を勘案し、検査を行うセンター、実施時期等を調整して989件実施した。（加工食品657件、生鮮品332件） その結果、不適正な表示が認められた加工食品108件について、製造業者等に対して文書による是正指導を行うとともに、農林水産省による行政指導が必要と思われる重大な不適合（66件）について、農林水産省に報告した。 また、不適正な表示が認められた生鮮食品35件について、検査結果を農林水産省に報告した。</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>
<p>(4) 食品の産地表示に関する検査を毎年度600件以上行う。</p>	<p>(4) 食品の産地表示に関する検査については、産地ごとの食品の流通状況等を勘案し、検査を行うセンター、実施時期等を調整して600件以上を適切に行う。</p>	<p>(4) 食品の産地表示に関する検査については、産地ごとの食品の流通状況等を勘案し、検査を行うセンター、実施時期等を調整して600件以上を適切に行う。</p>	<p>食品の産地表示に関する検査を600件以上実施した。 s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は100%以上であった b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度合は70%未満であった d：計画値の達成度合は70%</p>	<p>【事業報告書の記述】 食品の産地表示に関する検査については、産地ごとの食品の流通状況等を勘案し、検査を行うセンター、実施時期等を調整して989件実施した。（加工食品657件、生鮮品332件） その結果、不適正な表示が認められた加工食品108件について、製造業者等に対して文書による是正指導を行うとともに、農林水産省による行政指導が必要と思われる重大な不適合（66件）について、農林水産省に報告した。 また、不適正な表示が認められた生鮮食品35件について、検査結果を農林水産省に報告した。</p>	<p>a</p>

未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

品 目	件 数
加工食品	657
乾しいたげ	253
塩干魚介類（アジ・サバ）	192
塩蔵わかめ	62
農産物漬物（梅漬物）	150
生鮮食品	332
黒大豆	25
ネギ	84
シジミ	100
アサリ	104
ゴボウ	16
ショウガ	3
合 計	989

【その他の特記事項】
達成度合：165%（989件 / 600件）

(5) 検査結果については、結果を取りまとめ毎年度公表する。

(5) 検査結果については、早急に結果を取りまとめ、農林水産省関係部局と連携し、報道発表等により公表する。

検査結果を取りまとめ、公表した。
s：公表し、特に優れた成果が得られた
a：公表した
c：公表しなかった
d：公表せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

【事業報告書の記述】
平成17年度の加工食品の表示の真正性に係る検査結果について、農林水産省関係部局と連携し、プレスリリースを行うとともに、ホームページ上で公表した。

a

その結果、偽装の疑いが生じた場合には、農林水産省からの指示に基づき、製造業者、販売業者、輸入業者等に対し立入検査又は任意調査（以下1において「立入検査等」という。）を実施し、立入検査等の終了後原則3業務日以内に報告する。

なお、立入検査等を行うに当たっては、立入検査等を行う職員に資格要件を設け、検査能力等の資質、検査経験等を勘案した立入検査等職員の適切な人選を行い、立入検

(6) 食品表示の真正性の検査の結果、偽装の疑いが生じ、製造業者、販売業者、輸入業者等に対する立入検査又は任意調査（以下「立入検査等」という。）を実施する場合には、適切に実施するとともに、立入検査等の終了後原則3業務日以内に報告するために、次に掲げる措置を講じる。

立入検査等を行うに当たっては、立入検査等に関する基準文書に基づき厳正に実施する。

また、基準文書は必要

立入検査等の結果を立入検査等の終了後3業務日以内（ただし、特段の理由がある案件を除く。）に報告した。

s：3業務日以内に報告した件数は100%であり、特に優れた成果が得られた
a：3業務日以内に報告した件数は90%以上であった
b：3業務日以内に報告した件数は50%以上90%未満であった
c：3業務日以内に報告した件数は50%未満であった
d：3業務日以内に報告した件数は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適

【事業報告書の記述】
立入検査等に関する基準文書に基づき、立入検査を4件（7事業所）、任意調査を123件（152事業所）、計127件（159事業所）実施した。このうち、3業務日以内に報告した件数は104件であった。

また、立入検査等のほか、農林水産省等が指示又は指導を行った事業者に対する改善状況の確認調査を52件（67事業所）実施し、都道府県等からの要請により、9件（10事業所）の立入検査等に協力した。

なお、基準文書については、検査結果の事務処理の迅速化のため、報告が3業務日を超えた案件の原因究明の結果を踏まえた手順書の見直しを行い、内容の充実を図った。

3業務日以内に報告できなかった案件が23件あったが、このうち10件は報告期限が定められ

b

	<p>査等に関する基準文書に基づき厳正に実施する。</p>	<p>に応じて見直しを行い、内容の充実を図る。 立入検査等の終了後の報告が3業務日を超えた場合には、その都度その原因を究明し、以後の立入検査等の業務改善に活用する。</p> <p>(7) 農林水産省又は都道府県が行う食品表示の真正性の検査又は調査において、協力要請又は技術支援等の要請があった場合には、可能な限り応じる。</p>	<p>切な業務運営にあった</p>	<p>ていなかった平成17年度に着手し平成18年度に報告した任意調査であることから、これらを除く案件（13件）について原因を究明し、手順書の改正を行う等、以後の立入検査等の業務改善に活用した。</p> <p>【その他の特記事項】 平成17年度までは任意調査に対して報告期限が定められていなかったため、評価にあたっては、平成17年度に着手し平成18年度に報告した任意調査10件を除く、立入検査4件及び任意調査113件を評価対象とした。 達成度合：88.9%（104件 / 117件）</p> <p>【事業報告書の記述】 農林水産省又は都道府県が行う食品表示の真正性の検査又は調査において、協力要請又は技術支援等の要請があった204件について適正に対応した。</p>	
<p>2 登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督業務</p> <p>(1) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第67号）による改正後のJAS法（以下「改正JAS法」という。）により、センターの業務に登録認定機関の登録及びその更新の申請時における調査が追加されたことから、「ISO/IEC17011適合性評価機関の認定</p>	<p>2 登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督業務</p> <p>(1) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第67号）による改正後のJAS法により、センターの業務に登録認定機関の登録及びその更新の申請時における調査（以下「技術上の調査」という。）については、「ISO/IEC17011適合性評価機関の認定を行う機関</p>	<p>2 登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督業務</p> <p>(1) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づきセンターが行う技術上の調査並びに登録後において登録認定機関が引き続き登録基準に適合しているか否かを確認するための定期的な調査（以下「定期的調査」という。）を適切に実施するため次に掲げ</p>	<p>登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督業務</p>	<p>指標の総数 : 11 評価sの指標数 : 0 × 3点 = 0点 評価aの指標数 : 10 × 2点 = 20点 評価bの指標数 : 1 × 1点 = 1点 評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点 評価dの指標数 : 0 × -1点 = 0点 合計 : 21点 (21 / 22 = 95%)</p>	<p>A</p>

を行う機関に対する一般要求事項」(以下「ISO/IEC17011」という。)に基づき、登録認定機関の登録及びその更新の申請時における技術上の調査(以下「技術上の調査」という。)を実施し、農林水産省の調査指示から報告までの目標期間(30業務日)内に結果を報告する。

に対する一般要求事項」(以下「ISO/IEC17011」という。)に基づき実施し、農林水産省からの調査指示から報告までの目標期間(30業務日)内に結果を報告する。

る措置を講じる。

適切に技術上の調査及び定期的調査を遂行するため、「ISO/IEC17011適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」(以下「ISO/IEC17011」という。)に基づく業務執行体制を維持し、基準文書を必要に応じて見直す。

技術上の調査を行うに当たっては、農林水産省からの調査指示から報告までの目標期間(30業務日)内に結果を報告するため、調査の進行管理を的確に行う。

技術上の調査の公平性、信頼性を確保するため、職員で構成する技術委員会(当該調査を行った者を除く。)において調査結果をレビューする。

定期的調査は、登録認定機関ごとにその認定事業者数等を勘案した調査計画を作成し、計画的に

また、登録後において登録認定機関が引き続き登録基準に適合しているか否かを確認す

また、登録後において登録認定機関が引き続き登録基準に適合しているか否かを確認するための

ISO/IEC17011に基づき技術上の調査を実施し、調査指示から報告までの目標期間(30業務日)内に農林水産省へ結果を報告した。
 s : 目標期間内に報告した件数が100%であり、特に優れた成果が得られた
 a : 目標期間内に報告した件数が90%以上であった
 b : 目標期間内に報告した件数が50%以上90%未満であった
 c : 目標期間内に報告した件数が50%未満であった
 d : 目標期間内に報告した件数が50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった(注:日数は実労働日数)

【事業報告書の記述】

適切に技術上の調査及び定期的調査を遂行するため、「登録認定機関等の調査等業務に係る要員の資格基準」及び「技術委員会設置・運営要領」等の基準文書の見直しを行った。

【事業報告書の記述】

技術上の調査を以下のとおり実施し、進行管理を的確に行うことにより、調査を行った256件全てについて目標期間(30業務日)内に農林水産省関係部局へ調査結果を報告した。

	新規	変更	合計
登録認定機関	47	188	235
登録外国認定機関	15	6	21
合計	62	194	256

【その他の特記事項】

達成度合: 100% (256件 / 256件)

【事業報告書の記述】

技術上の調査結果については、当該調査を行った者を除く職員で構成する技術委員会において調査結果を審査することにより、調査の公平性、信頼性を確保した。

【事業報告書の記述】

定期的調査については、登録認定機関ごとにその認定事業者数等を勘案した調査計画を作成し、進捗状況の把握に努め、計画的に実

a

るための定期的な調査（以下「定期的調査」という。）については、原則として登録認定機関ごとに毎年度1回以上実施する。

定期的な調査（以下「定期的調査」という。）については、原則として登録認定機関（分析業務の外部委託を行っている場合は、委託先の分析機関も含む。）ごとに毎年度1回以上実施し、必要に応じて是正のための指導及び追加調査を行う。

なお、技術上の調査及び定期的調査を中立かつ厳正に実施するため、調査を行う職員に資格要件を設ける。

行うとともに進捗状況を常に把握する。

定期的調査は、登録認定機関の認定を行う事業所における調査（以下「事業所調査」という。）をすべての対象機関について、原則として1回以上行う。

また、事業所調査は、(3)に定める格付品検査及び立会調査（(1)において同じ。）と連動して行う。

事業所調査、立会調査及び格付品検査の結果、必要がある場合は当該事業所、認定事業者等及び格付品についての追加の調査又は検査を実施する。

事業所調査において適正でない事項を認めた場合には、当該登録認定機関に対して是正のための指導を行う。

なお、調査結果及び是正指導に伴う改善状況については、速やかに農林水産省関係部局へ報告する。

定期的調査を全対象機関について1回以上行った。
 s：計画値の達成度合は100%であり、特に優れた成果が得られた
 a：計画値の達成度合は100%以上であった
 b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった
 c：計画値の達成度合は70%未満であった
 d：計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

施した。

【事業報告書の記述】

定期的調査を格付品検査及び立会調査と連動して以下のとおり79機関（87事業所）に対して各1回実施した。

・ 飲食料品	11機関(12事業所)
・ 林産物	4機関(11事業所)
・ 生糸	1機関(1事業所)
・ 生産情報公表	12機関(12事業所)
・ 有機農産物等計	51機関(51事業所)
	79機関(87事業所)

上記のほか、年度途中に登録された9機関については、平成19年3月末現在で調査中である。また、登録後認定業務を開始していないため定期的調査を実施できない25機関については、平成18年度の調査対象から除外した。

【その他の特記事項】

定期的調査を実施した登録認定機関79機関のうち、製品検査を行っている16機関に対しては、当該機関の製品検査施設において製品検査が適正に行われているかを確認するための調査を実施した。

達成度合：100%（79機関 / 79機関）

【事業報告書の記述】

事業所調査、立会調査及び格付品検査の結果、追加の調査又は検査を実施する必要はなかった。

【事業報告書の記述】

登録認定機関等に対する事業所調査の結果、軽微な問題点等については、現地で指摘を行うとともに、不適合が認められた56機関に対しては、文書により是正指導を行った。

なお、調査結果及び是正指導に伴う改善状況については、速やかに農林水産省関係部局へ報告した。

			<p>の要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	
<p>(2) ISO/IEC17011に基づく技術上の調査のための有資格者を中期目標の期間中に20名以上養成する。</p>	<p>(2) 技術上の調査及び定期的調査におけるデータの質の向上を図るため、以下の措置を講ずる。</p>	<p>(2) 技術上の調査及び定期的調査におけるデータの質の向上を図るため、以下の措置を講ずる。</p>	<p>調査を行う職員の資格要件を設け、必要に応じて見直した。 s：資格要件を設け、又は必要な見直しを行い、特に優れた成果が得られた a：資格要件を設け、又は必要な見直しを行った、又は見直しを行う必要がなかった c：資格要件を設けなかった、又は必要な見直しを行わなかった d：資格要件を設けず、又は必要な見直しを行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 技術上の調査及び定期的調査については、調査を行う職員の資格要件であるISO9000審査員研修コース修了者又はISO/IEC17011等に関する調査員内部研修修了者2名以上によるチームを編成し、中立かつ厳正に実施した。 また、調査を行う職員の資格要件の見直しを行った。</p> <p>a</p>
	<p>ア 職員技術研修計画に基づき、調査を行う職員に（財）日本適合性認定協会の認定するISO9000審査員研修コースを受講させ、ISO/IEC17011に基づく調査のための有資格者を毎年度4名程度養成する。</p>	<p>ア （財）日本適合性認定協会の認定するISO9000審査員研修コースを受講させ、ISO/IEC17011に基づく調査のための有資格者を、本年度は4名以上養成する。</p>	<p>年度計画に基づいてISO/IEC17011に基づく調査のための有資格者を養成した。 s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は90%以上であった b：計画値の達成度合は50%以上90%未満であった c：計画値の達成度合は50%未満であった d：計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 （財）日本適合性認定協会が認定するISO9000審査員研修コースを6名に受講させ、ISO/IEC17011に基づく調査のための有資格者を養成した。（総数42名）</p> <p>【その他の特記事項】 ISO9000審査員研修コースは、センターの業務を遂行する上で重要な知識が得られ、また、登録認定機関等に対する技術上の調査等の業務を行う上でも対外的な信頼が得られることから、平成18年度は6名の有資格者を養成した。 達成度合：150%（6名/4名）</p> <p>a</p>
	<p>イ 調査を行う職員の資格要件を満たす職員を養成</p>	<p>イ 技術上の調査及び定期的調査を行う職員として</p>	<p>職員技術研修計画に基づきISO/IEC17011等に関する研修</p>	<p>【事業報告書の記述】 技術上の調査及び定期的調査を行う職員と</p>

	<p>するため、職員技術研修計画に基づきISO/IEC17011等に関する研修を開催し、担当職員に対し3年に1回以上の受講を義務付ける。</p>	<p>の資格要件を満たす職員を確保するとともに、調査技術の維持・向上を図るため、ISO/IEC17011等に関する内部研修を実施し、担当職員に対し3年に1回以上の受講を義務付ける。</p>	<p>を実施し、調査担当職員に定期的な受講を義務付け、必要な教育を行った。 s：研修を実施し、必要な教育を行い、特に優れた成果が得られた a：研修を実施し、必要な教育を行った c：研修を実施せず、必要な教育を行わなかった d：研修を実施せず、必要な教育を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>しての資格要件を満たす職員を確保するとともに、調査技術の維持・向上を図るため、職員技術研修中期計画に基づき、ISO/IEC17011等に関する調査員内部研修を、新たに対象者となった者及び前回の受講時から2年を過ぎた者等を対象に、計4回（35名参加）実施した。</p> <p>【その他の特記事項】 調査担当職員に対しては、調査員内部研修の受講を3年に1回以上義務付けている。</p>	a
<p>(3) 登録認定機関に対する定期的調査においては、登録認定機関により認定された認定事業者が行う格付に対する登録認定機関の指導が適切に行われているか否かを確認するため、JAS製品の検査を毎年度700件以上行うこととする。</p>	<p>(3) 登録認定機関に対する定期的調査においては、登録認定機関により認定された認定事業者が行う格付に対する登録認定機関の指導が適切に行われているか否か確認するため、以下の検査等を行う。</p>	<p>(3) 登録認定機関に対する定期的調査に資するため、登録認定機関の認定事業者が行う格付に対する指導を適切に実施しているか否かを確認するためのJAS製品の検査（以下「格付品検査」という。）及び登録認定機関が適正に認定に関する業務を行っているか否かを確認するための認定等の業務実施現場に立ち会って行う実施状況調査（以下「立会調査」という。）を行う。</p> <p>また、定期的調査に資するために行う検査等は、以下により実施するとともに、検査等の結果、適正でない事項を認めた場合には、必要な是正措置及び是正状況の確認を行う。</p>			
	<p>ア JAS製品の検査を毎年度700件以上行うこととし、検査を行うに当たっては、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して登録認定機関ごとの検査</p>	<p>ア 格付品検査は、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して登録認定機関ごとの検査件数を配分することを基本としつつ、700件以上の検査を実施</p>	<p>JAS製品の検査を700件以上実施した。 s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は100</p>	<p>【事業報告書の記述】 格付品検査を各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して289件実施し、不適合があった4件については、関係する登録認定機関に対して文書により是正指導を行った。 また、農林水産省からの要請に基づき、構造</p>	a

査件数を配分することを基本としつつ、前年度の定期的調査又は追加調査で不適合があった登録認定機関については、検査を重点的に実施する。

する。
 なお、前年度の定期的調査又は追加調査で不適合があった登録認定機関については、通常の格付品検査件数の1.2倍程度の検査を実施する。

%以上であった
 b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった
 c：計画値の達成度合は70%未満であった
 d：計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

用集成材の格付品検査を32件（不適合の10件について農林水産省に報告）有機農産物認定生産行程管理者に係る調査の一環としての有機農産物の残留農薬分析を381件（2件について農林水産省からの依頼に基づき任意調査を実施）実施し、格付品の検査を計702件実施した。
 なお、前年度の定期的調査で不適合があった登録認定機関のうち、改正JAS法に基づき新たに登録された認定機関について、通常の格付品検査件数の1.2倍程度の検査を実施した。ただし、新たに登録された機関のうち一部の登録認定機関については、格付品の流通量が少ないものもあり、前年度に不適合があった認定機関について格付品検査を重点的に実施したものの、通常の件数の1.2倍には満たなかった。

【その他の特記事項】
 達成度合：100%（702件 / 700件）

イ 認定事業者に対する調査を登録認定機関の規模に応じて毎年度350件以上行うこととし、調査を行うに当たっては、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して登録認定機関ごとの調査件数を配分することを基本としつつ、前年度の定期的調査又は追加調査で不適合があった登録認定機関については、調査を重点的に実施する。

イ 立会調査は、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して登録認定機関ごとの調査件数を配分することを基本としつつ、350件以上の調査を実施する。
 なお、前年度の定期的調査又は追加調査で不適合があった登録認定機関については、通常の立会調査件数の1.2倍程度の調査を実施する。

認定事業者に対する調査を350件以上実施した。
 s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた
 a：計画値の達成度合は100%以上であった
 b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった
 c：計画値の達成度合は70%未満であった
 d：計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

【事業報告書の記述】
 立会調査を各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して287件実施し、不適合があった38件については、関係する登録認定機関に対して文書により是正指導を行った。
 また、農林水産省からの協力要請により、旧JAS法での経過措置期間中における認定事業者に対する確認調査を14件実施した。
 なお、立会調査の件数が目標件数に達しなかった理由は、事前に登録認定機関に対し平成18年度に認定予定の事業者数を調査した結果をもとに目標値を設定したものの、実際に登録された認定機関数が予定を大きく下回ったとともに、登録認定機関による認定業務が予定通り進まなかったことから、認定事業者数が予定を大きく下回ったことによる。
 なお、前年度の定期的調査で不適合があった登録認定機関のうち、改正JAS法に基づき新たに登録された機関について、通常の立会調査件数の1.2倍程度の調査を実施した。

【その他の特記事項】
 認定事業者に対する調査の実施件数が287件（達成度合：82%）となった要因は、改正JAS法の施行により調査対象となる認定事業者が限定されたためであり、法人の責任によるもので

b

<p>(4) 改正JAS法第20条の2第1項及び第2項の規定による立入検査を行うに当たっては、</p> <p>ア 検査能力等の資質、経験等を勘案した立入検査職員の適切な人選</p> <p>イ 農林水産大臣から指示された調査事項の的確な実施</p> <p>ウ 農林水産大臣への迅速かつ正確な報告等に留意し厳正に実施する。</p> <p>なお、改正JAS法第19条の9第2項第6号に規定する登録外国認定機関に対して行う検査についても上記の留意点を踏まえて実施する。</p>	<p>(4) 登録認定機関及び認定事業者に対する指導・監督業務の結果、違法なJASマークの表示の疑いが生じた場合には、農林水産省からの指示に基づき、登録認定機関、認定事業者に対し立入検査又は任意調査（以下2の(4)及び(5)において「立入検査等」という。）を実施し、立入検査等の終了後原則3業務日以内に報告する。</p> <p>また、立入検査等を行うに当たっては、立入検査等を行う職員に資格要件を設け、検査能力等の資質、検査経験等を勘案した立入検査等職員の適切な人選を行い、立入検査等に関する基準文書に基づき厳正に実施する。</p>	<p>(4) 登録認定機関及び認定事業者に対する指導・監督業務の結果、違法なJASマークの表示の疑いが生じ、登録認定機関及び認定事業者に対する立入検査等を実施する場合には、適切に実施するとともに、立入検査等の終了後原則3業務日以内に報告するため、上記1の(6)と同様の措置を講じる。</p>	<p>立入検査等の結果を立入検査等の終了後3業務日以内(ただし、特段の理由がある案件を除く。)に報告した。</p> <p>s : 3業務日以内に報告した件数は100%であり、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 3業務日以内に報告した件数は90%以上であった</p> <p>b : 3業務日以内に報告した件数は50%以上90%未満であった</p> <p>c : 3業務日以内に報告した件数は50%未満であった</p> <p>d : 3業務日以内に報告した件数は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>はないが、評価は評価指標に基づいて行うことが基本であることから、評価結果に修正は加えないこととした。</p> <p>【事業報告書の記述】</p> <p>農林水産省からの指示等に基づき、登録認定機関及び認定事業者に対する指導・監督業務に係る立入検査を2件（4事業者）、任意調査を15件（17事業者）、計17件（21事業者）実施した。このうち、3業務日以内に報告した件数は15件であった。</p> <p>また、立入検査等のほか、農林水産省等が指示又は指導を行った事業者に対する改善状況の確認調査を5件（5事業者）実施した。</p> <p>なお、基準文書については、検査結果の事務処理の迅速化のため手順書の見直しを行い、内容の充実を図った。</p> <p>3業務日以内に報告できなかった案件は2件あったが、このうち、1件は報告期限が定められていなかった平成17年度に着手し平成18年度に報告した任意調査であることから、これを除く案件（1件）について原因を究明し、職員に対し周知徹底する等、以後の立入検査等の業務改善に活用した。</p> <p>【その他の特記事項】</p> <p>平成17年度までは任意調査に対して報告期限が定められていなかったため、評価にあたっては、平成17年度に着手し平成18年度に報告した任意調査1件を除く、立入検査2件及び任意調査14件を評価対象とした。</p> <p>達成度合：93.8%（15件 / 16件）</p>	<p>a</p>
<p>(5) なお、今般のJAS法の改正により、登録格付機関制度が廃止されることになったが、平成21年2月28日までの間は、改正前のJAS法における登録格付機関に関する規定の一部がなおその効力を有することとされていることから、同日までの間は、登録格付機関に対する指導・監督</p>	<p>(5) なお、今般のJAS法の改正により、登録格付機関制度が廃止されることになったが、平成21年2月28日までの間は、改正前のJAS法における登録格付機関に関する規定の一部がなおその効力を有することとされていることから、同日までの間は、以下により、登録格付機関に対する指導・監督業</p>	<p>(5) 今般のJAS法の改正により、登録格付機関制度が廃止されることになったが、なおその効力を有する登録格付機関について、指導・監督業務及び農林水産省からの指示による認定事業者に対する立入検査等の業務を適正に行うため、以下の措置を講じる</p>			

<p>業務及び農林水産省からの指示による認定事業者に対する立入検査、任意調査等の業務を適正に行う。</p>	<p>務及び農林水産省からの指示による認定事業者に対する立入検査等の業務を適正に行う。</p> <p>ア 登録格付機関の登録後において格付業務が適切に行われていることを確認するための、各登録格付機関に対する毎年度1回以上の定期的な調査の実施</p> <p>イ 登録格付機関による格付業務が適切に行われていることを確認するための、登録格付機関が格付を行ったJAS製品の検査及び格付業務の調査の実施</p> <p>ウ 農林水産省からの指示により認定事業者に対する立入検査等を実施し、立入検査等の終了後原則3業務日以内に報告</p>	<p>ア 登録格付機関の格付業務の実施体制が適正に維持されていることを確認するため、以下の対象機関について格付を行う事業所における調査を1回以上行う。</p> <p>〔登録格付機関〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食料品及び油脂：4機関 ・ その他の農林物資：2機関 <p>イ 登録格付機関が適正に格付を行っていることを確認するため、格付品の検査及び格付業務（試料の抽出等）を行っている格付現場に立ち会って行う実施状況調査を行う。</p> <p>ウ 農林水産省からの指示により認定事業者に対する立入検査等を実施し、立入検査等の終了後原則3業務日以内に報告する。</p>	<p>定期的な調査を全対象機関について1回以上行った。</p> <p>s：計画値の達成度合は100%であり、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：計画値の達成度合は100%であった</p> <p>b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった</p> <p>c：計画値の達成度合は70%未満であった</p> <p>d：計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>（平成20年度までの評価指標）</p> <p>登録格付機関が格付を行ったJAS製品の検査及び格付業務の調査を実施した。</p> <p>s：実施し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：実施した</p> <p>c：実施しなかった</p> <p>d：実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>（平成20年度までの評価指標）</p> <p>立入検査等の結果を立入検査等の終了後3業務日以内（ただし、特段の理由がある案件を除く。）に報告した。</p> <p>s：3業務日以内に報告した件数は100%であり、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：3業務日以内に報告した件数は90%以上であった</p> <p>b：3業務日以内に報告した件数は50%以上90%未満で</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>登録格付機関の格付業務の実施体制が適正に維持されていることを確認するため、登録格付機関に対する調査を以下のとおり6機関に対して各1回実施し、調査の結果、不適合が認められた3機関（6事業所）に対しては、文書により是正指導を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食料品及び油脂 4機関(26事業所) ・ 林産物 2機関(95事業所) 計 6機関(121事業所) <p>【その他の特記事項】</p> <p>達成度合：100%（6機関/6機関）</p> <p>【事業報告書の記述】</p> <p>登録格付機関が適正に格付を行っていることを確認するため、格付品の検査を1件、格付現場に立ち会って行う実施状況調査を6件実施した。</p> <p>【事業報告書の記述】</p> <p>改正前のJAS法に係る認定事業者に対する農林水産省からの立入検査等の指示はなかった。</p> <p>【その他の特記事項】</p> <p>登録格付機関及び旧JAS法に基づく認定事業者に対する立入検査等の実績がないため、評価しない。</p>	<p>a</p> <p>a</p>
---	---	---	---	--	-------------------

			<p>あった c : 3業務日以内に報告した件数は50%未満であった d : 3業務日以内に報告した件数は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった (平成20年度までの評価指標)</p>	
<p>3 JAS規格及び品質表示基準の見直し等に係る業務</p> <p>JAS規格及び品質表示基準の見直しに係る作業においては、消費者ニーズ等に即した適切な見直しを行うため、以下の調査、検査等を行い、それらの結果を活用して見直し内容の素案について取りまとめる。</p> <p>(1) 消費者、製造業者等の見直しに関する要望等を把握するためのアンケート調査</p> <p>(2) JAS規格の見直しにあつては、JAS規格の対象品又は関連する製品の品質実態を適切に把握するための市販品検査(1規格当たりおおむね20件以上)</p> <p>(3) 品質表示基準の見直しにあつては、品質表示基準の対象品又は類似する製品の品質実態</p>	<p>3 JAS規格及び品質表示基準の見直し等に係る業務</p> <p>(1) JAS規格の見直しに当たっては、以下の調査、検査等を行い、それらの結果を反映させた見直し内容の素案を取りまとめる。</p> <p>ア 消費者、製造業者、実需者等のJAS規格利用状況及び見直しに関する要望を把握するためのアンケート調査</p>	<p>3 JAS規格及び品質表示基準の見直し等に係る業務</p> <p>(1) JAS規格の見直しに当たっては、以下の調査、検査等を行い、それらの結果を反映させた見直し内容の素案を取りまとめる。</p> <p>消費者、製造業者、実需者等のJAS規格利用状況及び見直しに関する要望を把握するため、アンケート等による調査を実施する。</p>	<p>JAS規格及び品質表示基準の見直し等に係る業務</p> <p>指標の総数 : 11 評価sの指標数 : 0 × 3点 = 0点 評価aの指標数 : 11 × 2点 = 22点 評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点 評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点 評価dの指標数 : 0 × -1点 = 0点 合計 : 22点 (22 / 22 = 100%)</p>	<p>A</p> <p>【事業報告書の記述】 農林水産省から要請のあったJAS規格について、以下の定期見直しに係る調査及び検査等を実施し、飲食料品13品目(56規格)林産物6品目(9規格)について意見書を作成した。</p> <p>【事業報告書の記述】 JAS規格の利用状況及び改正要望を把握するため、消費者等に対するアンケート又はヒアリングによる利用実態調査を、以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体 7品目(12規格) ・実需者 8品目(17規格) ・製造業者等 8品目(17規格) ・流通業者等 8品目(17規格) <p>【その他の特記事項】 農林水産省から規格の利用状況及び規格見直しに関する要望の調査を要請された17規格すべてについて、当該調査を実施した。 達成度合 : 100% (17規格 / 17規格)</p>

<p>を適切に把握するための市販品検査（1基準当たりおおむね20件以上）</p> <p>(4) 国際規格との整合性を把握するための、国際規格及び市販品の品質実態に関する調査</p> <p>(5) 消費者及び製造業者等から見直しに対する意見を聴取するためのワーキンググループの開催</p> <p>(6) JAS規格の見直しにあつては、JAS規格の分析法の改善並びに分析値の信頼性の確保のための分析法及び格付サンプリング法の妥当性確認</p> <p>また、農林水産省関係部局の要請に基づき、JAS規格の制定等のために必要な調査等を行う。</p>	<p>イ JAS規格の対象品又は関連する製品の品質実態を適切に把握するための市販品検査（1規格当たりおおむね20件以上）</p> <p>ウ JAS規格と国際規格の整合性を確認するための、国際規格及び市販品の品質実態に関する調査</p> <p>エ 消費者、製造業者、実需者等から見直しに対する</p>	<p>JAS規格の対象品又は関連する製品の品質実態を適切に把握するための市販品検査（1規格当たりおおむね20件以上）を実施する。</p> <p>また、センターにおける農林物資の検査及びその他の調査等により、当該品目に係る必要な情報が得られる場合には、調査件数の調整を図る。</p> <p>JAS規格と国際規格の整合性を確認するための、国際規格及び市販品の品質実態に関する調査を実施する。</p> <p>消費者、製造業者、実需者等からJAS規格の見</p>	<p>%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>規格見直しに係る市販品検査を1規格当たり20件以上（特段の理由がある場合を除く。）行った。</p> <p>s：計画値の達成度合は100%であり、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：計画値の達成度合は90%以上であった</p> <p>b：計画値の達成度合は50%以上90%未満であった</p> <p>c：計画値の達成度合は50%未満であった</p> <p>d：計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>規格見直しに係る国際規格との整合性調査を実施した。</p> <p>s：調査した規格数は、見直すこととされた規格数の100%であり、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：調査した規格数は、見直すこととされた規格数の90%以上であった</p> <p>b：調査した規格数は、見直すこととされた規格数の50%以上90%未満であった</p> <p>c：調査した規格数は、見直すこととされた規格数の50%未満であった</p> <p>d：調査した規格数は、見直すこととされた規格数の50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>規格の見直しに対する意見を聴取するための消費者</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>JAS規格の対象品又は関連する製品の品質実態を把握するための市販品検査（品質実態調査）を、以下の品目について、1規格あたり20件以上、計447件実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食料品 7品目（12規格） ・ 林産物 1品目（5規格） <p>【その他の特記事項】</p> <p>農林水産省から規格見直しに係る市販品検査を要請された17規格すべてについて、1規格当たり20件以上の検査を実施した。</p> <p>達成度合：100%（17規格/17規格）</p> <p>【事業報告書の記述】</p> <p>JAS規格と国際規格の整合性を確認するため、国際規格の内容についての調査及び海外から輸入された市販品の品質実態調査を以下の品目について実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食料品 3品目（5規格） <p>【その他の特記事項】</p> <p>農林水産省から規格見直しに係る国際規格との整合性調査を要請された5規格すべてについて、当該調査を実施した。</p> <p>達成度合：100%（5規格/5規格）</p> <p>【事業報告書の記述】</p> <p>消費者、製造業者、実需者等からJAS規格の</p>	<p>a</p> <p>a</p>
--	---	---	---	---	-------------------

	<p>る意見を聴取するためのワーキンググループの開催</p>	<p>直しに対する意見を聴取するため、必要に応じて消費者説明会や関係者を対象としたワーキンググループによる検討会を開催する。</p>	<p>説明会や検討会を必要に応じて開催した。 s：開催し、特に優れた成果が得られた a：開催した c：開催しなかった d：開催せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>見直しに対する意見を聴取するため、消費者団体に対する説明会を6回、消費者団体及び業界団体等をメンバーとしたワーキンググループを10回開催した。</p>	<p>a</p>
	<p>オ JAS規格の分析法の改善並びに分析値の信頼性の確保のための分析法及び格付サンプリング法の妥当性確認</p>	<p>JAS規格の分析法の改善並びに分析値の信頼性の確保のための分析法及び格付サンプリング法の妥当性確認を行う。</p>	<p>規格見直しに係る分析法及び格付サンプリング法の妥当性確認を行った。 s：妥当性確認を行い、特に優れた成果が得られた a：妥当性確認を行った c：必要な妥当性確認を行わなかった d：必要な妥当性確認を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 JAS規格の分析法の改善及び分析値の信頼性の確保のため、分析法及び格付サンプリング法について情報収集を行うとともに、妥当性確認試験及び従来手法と新たな手法の同等性確認試験を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文献調査 飲食料品 5品目（7項目） ・ヒアリング 飲食料品 16品目（54回） 林産物 全般（5回） ・妥当性確認のための共同分析試験 飲食料品 6品目（10項目） 林産物 全般（1項目） ・従来手法と新たな手法の同等性確認 飲食料品 1品目（1項目） <p>また、学識経験者、業界関係者等で構成する分析手法又はサンプリング方法に関する妥当性確認検討委員会を11回開催し、分析方法の妥当性確認試験設計及びその試験結果並びにサンプリング手法の妥当性について検討を行うとともに、製品製造及びサンプリング法の実態調査のため、現地調査を4回行った。</p>	<p>a</p>
	<p>(2) 品質表示基準の見直しに当たっては、以下の調査、検査等を行い、それらの結果を反映した見直し内容の素案を作成する。</p>	<p>(2) 品質表示基準の見直しに当たっては、以下の調査、検査等を行い、それらの結果を反映させた見直し内容の素案を取りまとめる。</p>		<p>【事業報告書の記述】 農林水産省から要請のあった品質表示基準について、以下の見直しに係る調査及び検査等を実施し、12基準について意見書を作成した。</p>	
	<p>ア 消費者、製造業者等の品質表示基準の見直しの要望を把握するためのア</p>	<p>消費者、製造業者等の品質表示基準認知の状況及び見直しに関する要望</p>	<p>品質表示基準見直しに関する要望を把握するためのアンケート調査等を実施した。</p>	<p>【事業報告書の記述】 品質表示基準の認知状況及び改正要望を把握するため、製造業者に対するヒアリングを6基</p>	<p>a</p>

	<p>アンケート調査</p>	<p>を把握するため、アンケート等による調査を実施する。</p>	<p>s : 調査した基準数は、見直すこととされた基準数の100%であり、特に優れた成果が得られた a : 調査した基準数は、見直すこととされた基準数の90%以上であった b : 調査した基準数は、見直すこととされた基準数の50%以上90%未満であった c : 調査した基準数は、見直すこととされた基準数の50%未満であった d : 調査した基準数は、見直すこととされた基準数の50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>準について行った。</p> <p>【その他の特記事項】 農林水産省から品質表示基準の認知状況及び改正要望を把握するための調査を要請された6基準すべてについて、当該調査を実施した。 達成度合：100%（6基準/6基準）</p>	
	<p>イ 品質表示基準の対象品又は類似する製品の品質実態を適切に把握するための市販品検査（1基準当たりおおむね20件以上）</p>	<p>品質表示基準の対象品又は類似する製品の品質実態を適切に把握するための市販品検査（1基準ごとにおおむね20件以上）を実施する。 また、物資の検査及びその他の調査等により、当該品目に係る必要な情報が得られる場合には、調査件数の調整を図る。</p>	<p>品質表示基準見直しに係る市販品検査を1基準当たり20件以上（特段の理由がある場合を除く。）行った。 s : 計画値の達成度合は100%であり、特に優れた成果が得られた a : 計画値の達成度合は90%以上であった b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった c : 計画値の達成度合は50%未満であった d : 計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 品質表示基準の対象品又は類似する製品の品質実態を把握するための市販品検査（品質表示実態調査）を、9基準について1基準当たり20件以上、計444件実施した。</p> <p>【その他の特記事項】 農林水産省から品質表示基準見直しに係る市販品検査を要請された9基準すべてについて、1基準当たり20件以上の検査を実施した。 達成度合：100%（9基準/9基準）</p>	a
	<p>ウ 品質表示基準と国際規格との整合性を確認するための、国際規格及び市販品の品質実態に関する調査</p>	<p>品質表示基準と国際規格の整合性を確認するための、国際規格及び市販品の品質実態に関する調査を実施する。</p>	<p>品質表示基準見直しに係る国際規格との整合性調査を実施した。 s : 調査した基準数は、見直すこととされた基準数の100%であり、特に優れた成果が得られた a : 調査した基準数は、見直</p>	<p>【事業報告書の記述】 品質表示基準と国際規格との整合性を確認するため、国際規格の内容についての調査及び海外から輸入された市販品の品質実態調査を3基準について実施した。</p> <p>【その他の特記事項】 農林水産省から品質表示基準見直しに係る国</p>	a

	<p>工 消費者、製造業者等から見直しに対する意見を聴取するためのワーキンググループの開催</p>	<p>消費者、製造業者等から品質表示基準の見直しに対する意見を聴取するため、必要に応じて消費者説明会や関係者を対象としたワーキンググループによる検討会を開催する。</p>	<p>すこととされた基準数の90%以上であった b：調査した基準数は、見直すこととされた基準数の50%以上90%未満であった c：調査した基準数は、見直すこととされた基準数の50%未満であった d：調査した基準数は、見直すこととされた基準数の50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <hr/> <p>品質表示基準の見直しに対する意見を聴取するための消費者説明会や検討会を必要に応じて開催した。 s：開催し、特に優れた成果が得られた a：開催した c：開催しなかった d：開催せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <hr/> <p>JAS規格の制定等のために必要な調査を行った。 s：調査した品目数は、要請された品目数の100%であり、特に優れた成果が得られた a：調査した品目数は、要請された品目数の90%以上であった b：調査した品目数は、要請された品目数の50%以上90%未満であった c：調査した品目数は、要請された品目数の50%未満であった d：調査した品目数は、要請された品目数の50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあ</p>	<p>際規格との整合性調査を要請された3基準すべてについて、当該調査を実施した。 達成度合：100%（3基準/3基準）</p> <hr/> <p>【事業報告書の記述】 消費者、製造業者、実需者等から品質表示基準の見直しに対する意見を聴取するため、消費者団体に対する説明会を6回、消費者団体及び業界団体等をメンバーとしたワーキンググループを3回開催した。</p> <hr/> <p>【事業報告書の記述】 農林水産省の要請に基づき、有機加工食品について、規格見直しに係る調査を実施した。</p> <p>【その他の特記事項】 JAS規格の定期的な見直し以外の調査として、有機加工食品の原材料として使用が認められている木灰の成分分析を29件実施した。 達成度合：100%（1品目/1品目）</p>	<p>a</p> <hr/> <p>a</p>
<p>(3) 農林水産省関係部局の要請に基づき、JAS規格の制定等のために必要な調査等を行う。</p>	<p>(3) 農林水産省関係部局の要請に基づき、JAS規格の制定等のために必要な調査等を行う。</p>				

	(4) 上記(1)から(3)に係るパブリックコメントの募集及びその結果に係る説明会を行う。	(4) 上記(1)から(3)までに係るパブリックコメントの募集及びその結果に係る説明会を行う。	<p>った</p> <p>パブリックコメントの募集及びその結果に係る説明会を行った。 s : 行い、特に優れた成果が得られた a : 行った c : 行わなかった d : 行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 農林水産省が行ったJAS規格及び品質表示基準の見直しに関するパブリックコメントの募集及び募集結果に係る説明会を、本部及び各地域センターで延べ11回開催した。</p> <p>【その他の特記事項】 開催を計画していた説明会への参加希望者が少数の場合は、個別説明(9回)又は説明会用資料の送付(11回)により、参加希望者に見直し内容等の説明を行った。</p>	a
		(5) 上記(1)から(4)までに係る調査等の結果については、必要に応じて広報誌、インターネット等により公表する。		<p>【事業報告書の記述】 上記(1)から(4)までに係る調査等の結果について、センターが公表すべき案件はなかった。</p>	
4 農林物資の格付業務	4 農林物資の格付業務	4 農林物資の格付業務	農林物資の格付業務	<p>指標の総数 : 1 評価sの指標数 : 0 × 3点 = 0点 評価aの指標数 : 1 × 2点 = 2点 評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点 評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点 評価dの指標数 : 0 × -1点 = 0点 合計 : 2点 (2 / 2 = 100%)</p>	A
今般のJAS法の改正により、センターが自ら行う生系の格付業務が廃止されることになったが、平成21年2月28日までの間は、当該業務を行うこととされていることから、同日までの間は、当該業務を適正に行う。	センターが自ら行う生系の格付業務については、生系の格付に関する基準文書に従い適正に行う。	センターが自ら行う生系の格付業務については、生系の格付に関する基準文書に従い適正に行う。 また、検査の結果については厳正に管理する。	センターが自ら行う生系の格付に係る検査について、基準文書に従い適正に行った。 s : 適正に行い、特に優れた成果が得られた a : 適正に行った c : 適正に行わなかった d : 適正に行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった (平成20年度までの評価指標)	<p>【事業報告書の記述】 センターが自ら行う生系の格付業務について、基準文書に従い適正に49件実施した。 また、検査の結果については厳正に管理した。</p>	a
5 国際規格に係る業務	5 国際規格に係る業務	5 国際規格に係る業務	国際規格に係る業務		A

<p>ISO(国際標準化機構)のTC34、TC89/SC3及びTC218の国内審議団体として情報の収集、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行う。</p> <p>また、農林水産省の要請があった場合には、食品、林産物等の分析の専門家として、各種の国際会議に出席する。</p>	<p>ISO(国際標準化機構)のTC34、TC89/SC3及びTC218の国内審議団体として国際標準作成に関する活動を行うため、必要に応じて外部有識者等からなる委員会を設置し、情報の収集、国内の意見集約等を行う。</p> <p>また、農林水産省から各種の国際会議への出席要請が行われる場合に備え、各種情報の収集・整理、国際規格に関する知見の蓄積等に努める。</p>	<p>国際規格に我が国の意見を反映させるため、次に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) ISO(国際標準化機構)のTC34及びTC34/SC12の国内審議団体として国際標準作成に関する活動を行うため、以下の措置を講じる。</p> <p>必要に応じて外部有識者等からなる委員会を設置し、情報の収集、国内の意見集約等を行う。</p> <p>必要に応じて、国際会議に職員等を派遣する。</p> <p>(2) 日本工業標準調査会にISOのTC89/SC3及びTC218の国内審議団体の登録申請手続を行う。登録手続終了後は上記(1)と同様の活動を行う。</p> <p>(3) 農林水産省からの国際</p>	<p>外部有識者等からなる委員会を設置し、情報の収集、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行った。</p> <p>s : 行い、特に優れた成果が得られた a : 行った c : 行わなかった d : 行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>農林水産省からの国際会議</p>	<p>指標の総数 : 2 評価sの指標数 : 0 × 3点 = 0点 評価aの指標数 : 2 × 2点 = 4点 評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点 評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点 評価dの指標数 : 0 × -1点 = 0点 合計 4点 (4 / 4 = 100%)</p> <p>【事業報告書の記述】 ISO / TC34 (国際標準化機構 / 食品専門委員会) の国内審議団体事務局として、以下の活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> WG8 (食品安全マネジメントシステムに係る作業部会) <ul style="list-style-type: none"> 監訳部会 2回出席 WG9 (飼料及び食品チェーンにおけるトレーサビリティに係る作業部会) <ul style="list-style-type: none"> 国内委員会 1回開催 国際会議 1回出席 JWG11 (食品マネジメントシステムの認定・認証を行う機関に係る要求事項に係る作業部会) <ul style="list-style-type: none"> 国内委員会 1回開催 <p>また、ISO / TC34 / SC12 (官能検査分科会) の国内審議団体事務局として、官能評価分析の方法及び定義等の検討されている案件についての情報の収集、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行った。</p> <p>日本工業標準調査会にISO / TC89 / SC3 (木質パネル専門委員会 / 合板分科委員会) の国内審議団体の登録申請手続を行い、承認された。登録後は、国内審議団体事務局として以下の活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内委員会 1回開催 国際会議 1回出席 <p>また、ISO / TC218 (木材専門委員会) についても、国内審議団体の登録申請手続を行い、承認された。登録後は、国内審議団体事務局として、委員会の作業の方向性等の検討状況についての情報の収集を行った。</p> <p>【事業報告書の記述】</p>
--	--	--	---	--

		<p>会議への対応要請に備え、以下の措置を講じる。 国際規格及び各国規格に関する情報を収集、整理する。 必要に応じ、国際的に流通している食品等の品質及び表示の調査分析を行う。</p>	<p>への対応要請に備え、国際規格及び各国規格に関する情報の収集、整理等の活動を行った。 s：行い、特に優れた成果が得られた a：行った c：行わなかった d：行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>食品等の規格基準の国際化に適切に対応するため、国際的に流通している食品等の海外における製造技術、国際規格、各国規格等に関する情報を収集、整理した。 また、国際食品規格委員会(Codex)関連の国際会議に政府代表団の一員として職員を2回派遣するとともに、国内会議に12回出席し、Codex委員会総会及び各部会等で検討されている食品規格の分析法及び検討状況等の情報を収集、整理した。 Codexに提案されている発酵大豆ペースト(Fermented soybean paste:我が国の「みそ」に相当)の国際規格案について、当該規格案の分析法を検討するための調査分析を行った。その結果、第15回コーデックスアジア地域調整部会で検討された発酵大豆ペースト規格原案において、センターの分析結果に基づく分析法の修正案が採用された。</p>	a
<p>6 カルタヘナ担保法関係業務</p> <p>遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。</p>	<p>6 カルタヘナ担保法関係業務</p> <p>カルタヘナ担保法第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。</p>	<p>6 カルタヘナ担保法関係業務</p> <p>遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ担保法」という。)第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施するため、以下の措置を講じる。 また、立入り、質問、検査及び収去を実施した場合には、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。</p>	<p>カルタヘナ担保法関係業務</p> <p>立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告した。 s：的確に実施し、速やかに報告し、特に優れた成果が得られた a：的確に実施し、速やかに報告した c：報告事項に不備があった、又は報告が遅滞した d：報告事項に不備があり、又は報告が遅滞し、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>指標の総数 評価sの指標数 評価aの指標数 評価bの指標数 評価cの指標数 評価dの指標数</p> </div> <p>【事業報告書の記述】 カルタヘナ担保法第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施するため、以下の取組を行った。 立入検査規程において規定されていたカルタヘナ担保法に基づく立入り等に係る部分を分割し、新たにカルタヘナ担保法に基づく立入り等実施規程等を制定した。 なお、農林水産大臣から立入り、質問、検査及び収去の指示はなかった。 農林水産大臣からカルタヘナ担保法第31条第1項の規定に基づき収去した遺伝子組換え生物等の検査の依頼はなかった。</p>	

		<p>立入検査等を行うための規程等を必要に応じて見直す。</p> <p>農林水産大臣からカルタヘナ担保法第31条第1項の規定に基づき収去した遺伝子組換え生物等の検査の依頼があった場合は適切に実施する。</p>		<p>【その他の特記事項】</p> <p>立入り、質問、検査及び収去に関する調査等の実績がなかったため、評価しない。</p>	
7 リスク管理のための有害物質の分析業務	7 リスク管理のための有害物質の分析業務	7 リスク管理のための有害物質の分析業務	リスク管理のための有害物質の分析業務	<p>指標の総数 : 3</p> <p>評価sの指標数: 0×3点 = 0点</p> <p>評価aの指標数: 3×2点 = 6点</p> <p>評価bの指標数: 0×1点 = 0点</p> <p>評価cの指標数: 0×0点 = 0点</p> <p>評価dの指標数: 0×-1点 = 0点</p> <p>合計 6点</p> <p>(6 / 6 = 100%)</p>	A
<p>科学的データに基づいた食品安全行政を推進するとともに、国民が安全な食品を安心して選択するための信頼を確保するため、食品等に含まれる有害物質の分析を実施するものとする。このうち、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」に含まれる有害化学物質/品目についての実態調査を実施する際は、農林水産省が定めている「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン(平成17年6月7日付け17消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知)に従って迅速かつ的確</p>	(1) リスク管理のための有害物質の分析については、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」に含まれる有害化学物質/品目についての実態調査を優先的に実施する。	(1) 農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理について、その的確な実施に資するため、有害化学物質の分析に当たっては、以下の措置を講じる。	<p>「サーベイランス・モニタリング計画」に含まれる有害物質の分析について、農林水産省関係部局との調整の上で策定した計画検体数の実態調査を実施した。</p> <p>s : 調査した検体数は、計画検体数の100%であり、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 調査した検体数は、計画検体数の90%以上であった</p> <p>b : 調査した検体数は、計画検体数の50%以上90%未満であった</p> <p>c : 調査した検体数は、計画検体数の50%未満であった</p> <p>d : 調査した検体数は、計画検体数の50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」に含まれる有害化学物質/品目についての実態調査を優先的に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 残留農薬 1,925検体 ・ かび毒(注) 210検体 <p>注: デオキシニバレノール、ニバレノール及びゼアラレノン</p> <p>また、輸入農産物の安全性を確保するため、輸出国における輸出農産物の食品安全対策の取組状況等について、外国に職員を2回(延べ4名)派遣して現地調査を実施し、外部の有識者を委員に含む会議を開催し、調査結果の検討を行った。</p> <p>新たに顕在化したリスクで、センターが対応すべき事案はなかった。</p> <p>【その他の特記事項】</p> <p>農林水産省関係部局との調整の上で策定した計画検体数は2,162検体であったが、収穫等の関係からサンプリングができなかった農産物があったため、計画検体数に満たなかった。</p> <p>達成度合: 98.8% (2,135検体 / 2,162検体)</p>	a

<p>に行い、その結果を農林水産省に報告する。 さらに、分析結果の信頼性を客観的に保証できるシステムを確立するものとする。</p>	<p>(2) 上記(1)の実態調査を実施する際には、農林水産省が定めている「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」(平成17年6月7日付け17消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知)に従って迅速かつ的確に行い、その結果を農林水産省に報告する。</p> <p>(3) 分析結果の信頼性を客観的に保証するため、精度管理、分析法の妥当性確認等を的確に実施する。</p> <p>また、当該業務に従事する要員の資格要件を定め、必要な教育訓練を行う。</p>	<p>(2) 実態調査は、農林水産省が定めている「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」(平成17年6月7日付け消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知)に従って迅速かつ的確に行い、実態調査の結果を農林水産大臣に報告する。</p> <p>(3) 分析結果の信頼性を客観的に保証するため、ISO/IEC17025の考え方に基づく精度管理、国際的プロトコルの考え方に基づく分析法の妥当性確認等を的確に実施する。</p> <p>また、当該業務に従事する要員の資格要件を定め、分析機器の操作等の分析技術に関する教育訓練を行う。</p>	<p>精度管理、分析法の妥当性確認等を的確に実施した。 s：実施し、特に優れた成果が得られた a：実施した c：実施しなかった d：実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>リスク管理のための有害物質の分析業務に従事する要員の資格要件に基づき、必要な教育訓練を行った。 s：行い、特に優れた成果が得られた a：行った c：行わなかった d：行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 実態調査は、「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」に従って迅速かつ的確に行い、調査結果を農林水産大臣に報告した。</p> <p>【事業報告書の記述】 内部精度管理として、分析の都度、添加回収試験等を行うことにより分析の精確さを管理するとともに、外部精度管理として、分析担当者に対して担当試験に係る外部技能試験に1回以上参加させた。 また、麦類の残留農薬に係る分析法を改良したことに伴う当該分析法の妥当性確認試験を行い、その妥当性について確認した。</p> <p>【事業報告書の記述】 当該業務に従事する要員の資格要件を定めるとともに、分析技術及び分析試験業務の品質管理・品質保証に関する教育訓練を実施した。</p> <p>【その他の特記事項】 平成18年度末現在、新たに教育訓練を実施した30名を含め、リスク管理のための有害物質の分析業務に従事する要員の資格要件を満たす職員は54名となった。</p>	<p>a</p> <p>a</p>
<p>8 農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務</p>	<p>8 農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務</p>	<p>8 農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務</p>	<p>農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務</p>	<p>指標の総数 : 8 評価sの指標数 : 0 × 3点 = 0点 評価aの指標数 : 8 × 2点 = 16点 評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点 評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点 評価dの指標数 : 0 × -1点 = 0点</p>	<p>A</p>

				合 計	16点 (16 / 16 = 100%)
<p>(1) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究については、現在必要とされている次のような偽装表示の監視・取締りのための検査技術の開発を積極的に行うとともに、大学又は研究機関との共同試験等により、調査及び研究の質の向上を図る。</p>	<p>(1) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究については、現在必要とされている次のような偽装表示の監視・取締りのための検査技術の開発に重点化する。 また、必要に応じて大学、試験研究機関、分析機関等との共同試験等を実施することにより調査及び研究の質の向上を図るとともに、他機関で開発された判別技術の中で検査に活用できると考えられるものについては積極的に技術導入を図り、検査に活用する。</p>	<p>(1) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究については、現在必要とされている偽装表示の取締りのための検査技術の開発に重点化を図るとともに、質の向上並びに課題の選定、実施方法及び成果についての適正な点検・評価を行うため、以下の措置を講じる。 また、調査研究の質の向上を図るため、必要に応じて大学、試験研究機関、分析機関等との共同試験等を実施することにより調査及び研究の質の向上を図るとともに、他機関で開発された判別技術の中で検査に活用できると考えられるものについては積極的に技術導入を図る。</p> <p>食品等の検査技術に関する技術開発の動向等を把握するため、調査研究に係る試験研究機関の連絡会、各種学会等へ積極的に参加するほか、行政部局のニーズを把握するために農林水産省の各種会議に参加し、情報収集を行う。</p>	<p>調査及び研究の質の向上を図るため大学及び研究機関等との共同試験等を実施した。 s : 実施し、特に優れた成果が得られた a : 実施した c : 実施しなかった d : 実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 農林物資の検査技術に関する調査及び研究については、現在必要とされている偽装表示の取締りのための検査技術の開発に重点化を図るとともに、質の向上並びに課題の選定、実施方法及び成果についての適正な点検・評価を行うため、以下の取組を行った。 また、調査研究の水準の向上を図るため、12課題について、試験研究機関と共同で調査研究を実施するとともに、他機関で開発された判別技術の技術導入を、以下の2課題について行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 畜産物の食品表示のための科学的分析法の妥当性検証 ・ 貝類判別法の検討 	a
全調査研究課題は20件			調査研究課題を20課題以上	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>調査研究の実施に当たっては、食品等の検査技術に関する技術開発の動向等を把握するため、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品等の検査技術に関するニーズ、技術開発の動向等を把握するため、学会誌、試験研究機関の研究報告書等から必要な情報を入手した。 ・ 食品総合研究所及び中央水産研究所等の主催する試験研究推進会議等に計8回参画し、また、各種学会に12回参加し、学会発表を行うとともに情報収集を行った。 ・ 原則週1回実施される農林水産省消費・安全局表示・規格課及び消費・安全政策課の課内連絡会議に参加し、行政ニーズの把握に努めた。 	

		<p>以上とし、そのうち以下の中期目標に定められた3分野に関する課題が全課題に占める割合を80%以上とする。</p> <p>なお、年度途中で緊急に実施すべき課題が発生した場合には、課題件数に留意しつつ、必要に応じて実施する課題の調整を行う。</p>	<p>実施した。</p> <p>s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：計画値の達成度合は100%以上であった</p> <p>b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった</p> <p>c：計画値の達成度合は70%未満であった</p> <p>d：計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>年度途中で追加した1件を含め、調査研究を以下のとおり23件実施した。このうち中期目標に定められた3分野に関する課題は22件であり、全課題に占める割合を96%とした。</p> <p>また、事前調査研究を1課題実施した。</p> <p>【その他の特記事項】 達成度合：115%（23課題 / 20課題）</p>	a
<p>ア 生鮮食品については、品種及び原産地の判別技術の開発</p>	<p>ア 生鮮食品については、青果物や魚類等のうち外観から容易に判別がつかないものについて品種及び原産地の判別技術の開発</p>	<p>・ 生鮮食品については、青果物のうち外観から容易に判別がつかないニンニク、ショウガ、カボチャ等の原産地の判別技術</p>	<p>生鮮食品については、品種又は原産地の判別技術を確立又は実用化し、若しくは結果が次年度の調査研究に活用できる成果が得られた。</p> <p>s：達成し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：達成した</p> <p>b：概ね達成した</p> <p>c：達成されなかった</p> <p>d：達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 〔生鮮食品〕 無機元素組成による農産物の原産地スクリーニング判別技術の開発 ゴボウ、サトイモ、サヤエンドウ、アスパラガス</p> <p>【成果；国産及び外国産のゴボウ、サトイモ、サヤエンドウ、アスパラガスをそれぞれ20件ずつICP-MSを用いて無機元素を測定し、産地判別の指標となる元素の探索を行った。】（平成19年度継続）</p> <p>無機元素分析によるニンニクの原産地判別法の開発</p> <p>【成果：国産及び中国産の産地判別のため、ICP-MS、ICP-AESにより、平成17年度に特定した産地判別の指標となる9元素を含む15元素を測定し、線形判別分析を行った。その結果、5元素濃度から成る判別関数（判別率100%）を構築した。】（平成19年度継続）</p> <p>無機元素分析によるショウガの原産地判別法の開発</p> <p>【成果；国産及び中国産の産地判別のため、ICP-MS、ICP-AESにより、平成17年度に特定した産地判別の指標となる11元素を含む21元素を測定し、線形判別分析を行った。その結果、7元素濃度から成る判別関数（判別率92%）を構築した。】（平成19年度継続）</p> <p>無機元素組成による農林水産物の産地判別</p>	a

技術の開発及び妥当性確認 タマネギ

【成果；平成17年度に構築した国内3産地産及び外国産の判別関数について、4試験室で妥当性確認を行い、外国産については30%程度国産と、国産については2~10%程度外国産と誤判別する可能性のある手法であることが確認された。以上の結果をもとにマニュアルを作成した。】(平成19年度継続)

無機元素組成によるカボチャの原産国判別
【成果；国産及び外国産の産地判別のため、トンガ産11件、メキシコ産16件、ニュージーランド産14件、日本産13件のカボチャの種子について、ICP-MS、ICP-AESにより、26元素を測定したところ、Ba, Mo, Srの3元素が判別に有用な元素であることが確認された。】(平成19年度継続)

窒素安定同位体比を用いた化学肥料使用判別法の開発
【成果；分析試料の乾燥方法等の前処理方法について検討を行った。また、市販の有機農産物54件について測定した結果、野菜茶業研究所の報告数値とほぼ一致し、分析方法が妥当であることが確認された。】(平成19年度継続)

畜産物の食品表示のための科学的分析法の妥当性検証
【成果；神戸大学で開発された国産と豪州産の牛肉の鑑別方法を簡便・簡略化した。また、黒毛和種224件、国産ホルスタイン種197件、豪州産169件を分析し、5種のマーカーにおける多型性を調べ、分析方法の実用化の検討を行った。】(平成19年度継続)

ブリ近縁種及び類似魚類の判別法の開発
【成果；ブリ属4種、*Seriola*属3種及びスギの計8種について、ミトコンドリアDNAチトクロム*b*遺伝子の全塩基配列の解析を行った。解析した塩基配列をもとにブリ属及び*Seriola*属を判別する特異的プライマーを設計し、8魚種を判別できる方法を開発した。】(平成19年度継続)

安定同位対比測定による養殖魚・天然魚の

				<p>判別法の開発 【成果；市販の天然及び養殖のマダイ計39件について窒素及び炭素安定同位対比を測定した結果、天然・養殖間に有意差が認められなかった。しかし、一部の富栄養化した海域のサンプルに特徴的な値が見られ、一部の原産地について判別の可能性が示唆された。】</p> <p>魚介類の凍結履歴の検証法の検討 【成果；非凍結及び凍結後解凍したクロマグロを近赤外分光高度計で吸光度を測定した。その結果、両サンプル群間の吸光度二次微分値で有意差が確認され、吸光度二次微分値による判別関数（判別率；非凍結75%、凍結後解凍75%）を構築した。】（平成19年度継続）</p> <p>貝類判別法の検討 【成果；中国及び朝鮮半島西岸地域群又は日本及び朝鮮半島南岸地域群のアサリの判別法について、瀬戸内海区水産研究所より技術移転を受け、表示監視業務に活用可能な手順書を作成した。さらに、事前運用試験の結果に基づき、手順書の改訂を行った。】（平成19年度継続）</p> <p>【その他の特記事項】 アサリの地域系統及びタマネギの原産地表示の判別技術を実用化し、1課題を除くその他の調査研究課題については次年度の調査研究に活用できる成果が得られている。</p>	
<p>イ 加工食品については、原材料表示の真正性、原材料の原産地等の判別技術の開発</p>	<p>イ 加工食品については、消費者の関心が高い品目を中心に原材料表示の真正性、原材料の原産地等の判別技術の開発</p>	<p>加工食品については、消費者の関心が高い魚類加工品の原材料表示の真正性、ウナギ加工品の原料原産地等の判別技術</p>	<p>加工食品については、原材料表示の真正性又は原材料の原産地の判別技術を確立又は実用化し、若しくは結果が次年度の調査研究に活用できる成果が得られた。 s：達成し、特に優れた成果が得られた a：達成した b：概ね達成した c：達成されなかった d：達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 〔加工食品〕 微量元素を用いたうなぎ加工品の産地判別 【成果；安定して採取でき、加工の影響を受けにくい血合いを分析対象部位に定めた。国内の4産地及び中国産のうなぎ加工品について、ICP-MSを用いて無機元素を測定し、判別指標となる元素の探索を行った。】（平成19年度継続）</p> <p>昆布の産地判別について 【成果；国産及び中国産の真昆布について、ICP-MSを用いて無機元素を測定し、産地判別の指標となる元素の探索を行ったところ、産地判別の可能性が示唆された。】（平成19年度</p>	<p>a</p>

継続)

加工食品の原料魚種判別 マダイ近縁種及び類似種

【成果；タイ類及び類似魚介類13種をはじめとした104魚種についてミトコンドリアDNAの塩基配列情報を入手及び新たに解析することにより収集し、魚種判別のためのデータベースを構築した。】

加工食品の原料魚種判別 タラ類

【成果；スケトウダラ属1種、マダラ属2種、ミナミマダラ属1種、メルルーサ属4種の計8属について解析したミトコンドリアDNAの一部の塩基配列をもとに、それぞれを判別するプライマーを設計し、8属を判別できる方法を開発した。また、コイチ、シログチ、クロエソ、イトヨリダイ、チリマアジのミトコンドリアDNAの一部配列を解析した。】(平成19年度継続)

辛子めんたいこの原料魚種判別法の開発

【成果；形状の違う魚卵1個ずつから抽出したDNAについてPCRを行い、得られたPCR産物の塩基配列を解析することで、幅広い魚種の同定が可能となった。また、スケトウダラ、マダラ属、ミナミマダラ属を検出するプライマーを用いることで、迅速に辛子めんたいこの原料魚種判別が可能となった。】(平成19年度継続)

照射食品の検知方法の検討

【成果；照射食品の検知方法である熱ルミネッセンス法(TL法)の再照射線源である線の代替線源の検討のため、再照射に用いる小型のX線照射装置を開発し、その性能評価を行った結果、照射食品の検知に使用できることが確認された。】(平成19年度継続)

【その他の特記事項】

タイ類及び類似魚種を用いた加工食品の原材料表示の真正性の判別技術を実用化し、その他の調査研究課題については次年度の調査研究に活用できる成果が得られている。

<p>ウ 遺伝子組換え食品については、遺伝子組換え原材料の定性及び定量分析技術の開発</p>	<p>ウ 遺伝子組換え食品については、新たに遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた食品等、判別技術が確立されていないものを中心に遺伝子組換え原材料の定性及び定量分析技術の開発</p>	<p>・ 遺伝子組換え食品については、新たに遺伝子組換えに係る表示の義務付けが見込まれる新規承認組換え農産物についての遺伝子組換え体の検知技術</p>	<p>遺伝子組換え食品について、遺伝子組換え原材料の定性又は定量分析技術を確立又は実用化し、若しくは結果が次年度の調査研究に活用できる成果が得られた。 s：達成し、特に優れた成果が得られた a：達成した b：概ね達成した c：達成されなかった d：達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 〔遺伝子組換え食品〕 農産物からの遺伝子組換え体の検知技術開発<新規承認組換え農産物検知技術の開発> 【成果；GMアルファルファに導入されている発現力セットのDNA配列を解析した。その情報をもとにプライマーを設計し、定性PCR法を開発した。また、平成17年度開発したアルファルファ種の内在性遺伝子を検知するプライマーを再設計し、判別精度を高めた。】（平成19年度継続）</p> <p>農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術<collaborative studyによる定量化技術の確立> 【成果；次年度におけるトウモロコシの定量スクリーニング法の妥当性確認のため、妥当性確認試験用試料の作成に必要なサンプルを確保した。】（平成19年度継続）</p> <p>農産物からの遺伝子組換え体の定性技術<collaborative studyによる定性技術の確立> 【成果；平成17年度に作成した遺伝子組換え疑似混入試料を用い、遺伝子組換えサイズの定性技術の妥当性確認のため、14機関で共同試験を行った。その結果、本手法の検知下限が明らかになり、妥当性が確認された。】</p> <p>農産物からの遺伝子組換え体の定性技術<表示対象ダイズ加工品からのDNA抽出法の検討> 【成果；DNeasy Plant Maxi Kit（現行の通常業務で使用）及びDNeasy Plant Mini Kitにより抽出したDNAを用いてPCRを行った結果、両抽出方法の差は確認されなかった。これにより、DNeasy Plant Mini Kitはダイズ加工品に適応できることが確認された。】</p> <p>加工食品からのDNA抽出法の効率化の検討 【成果；大豆食用油から、ダイズ由来DNAの抽出の可能性を検討した結果、今回検討した抽出法ではPCRを行うのに十分な濃度・純度のDNAは得られなかった。】</p> <p>【その他の特記事項】</p>	<p>a</p>
--	---	---	--	---	----------

<p>また、課題の選定に当たっては、外部有識者からの客観的な意見を踏まえて決定する。</p> <p>(2) 調査研究の成果については、公開発表会を</p>	<p>また、課題の選定に当たっては、外部有識者からの客観的な意見を踏まえて決定し、毎年度20課題以上実施する。</p> <p>(2) 調査研究の成果については、毎年度1回以上の</p>	<p>必要性の高い調査研究課題の選定、実施方法及び成果について適正な点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させるため、外部の有識者を含めた調査研究総合評価委員会を開催する。</p> <p>また、調査研究の適切な進行管理及び内部評価に基づく計画変更の指示等を効率的に行うため調査研究推進委員会を開催する。</p> <p>(2) 調査研究の成果を積極的に公表するため、以下</p>	<p>外部の有識者を含めた委員会を設置し、検討の結果を踏まえて、必要性の高い課題を選定した。</p> <p>s：選定し、特に優れた成果が得られた a：選定した c：選定しなかった d：選定せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>調査研究成果を公開発表会の開催、調査研究報告書の作</p>	<p>遺伝子組換え原材料（ダイズ）の定性分析技術及び当該分析法の表示対象ダイズ加工品への適用を実用化し、1課題を除くその他の調査研究課題については次年度の調査研究に活用できる成果が得られている。</p> <p>【事業報告書の記述】 〔重点3分野以外の調査研究〕 生糸機械検査システムの開発に関する研究 【成果；平成17年度に引き続き、生糸機械検査システムで使用するソフトウェアの総合稼働試験を行うとともに、縦型検査装置を開発した。また、中国に対する技術協力の一環として、中国と日本の検査システムの比較試験を行った。】（平成19年度継続）</p> <p>〔事前調査研究〕 超高感度エネルギー分散型蛍光X線分析装置を用いた食品のスクリーニング産地判別の簡易・迅速測定法の検討 【成果；蛍光X線分析装置（EDXRF）を用い、ブロッコリー（アメリカ産と日本産）及び乾しいたけ（中国産菌床、中国産原木、日本産原木）について無機元素を測定した結果、ICP分析による測定結果と似た傾向を示し、EDXRFによる原産地判別の可能性が示唆された。】（平成19年度事前調査研究として継続）</p> <p>【事業報告書の記述】 外部の有識者を含む調査研究総合評価委員会を開催し、平成18年度調査研究成果の評価を行うとともに、平成19年度の調査研究課題として「無機分析による貝類の原産国判別法の開発」、「PCR法を用いた肉種鑑別法の検討」、「農産物からの遺伝子組換え体の定性分析技術の確立GMトウモロコシの定性分析法」等24課題、事前調査研究として3課題を選定した。</p> <p>また、本部、横浜及び神戸センターにおいて調査研究推進委員会を計9回開催し、平成18年度における調査研究課題を1件追加実施する等、調査研究の進行管理及び内部評価に基づく計画変更の指示等を行った。</p> <p>【事業報告書の記述】 平成17年度の調査研究の成果について「調査</p>	<p>a</p>
---	--	--	---	--	----------

<p>毎年度1回以上実施するとともに、検査・分析業務等に迅速に活用する。</p>	<p>公開発表会を開催するとともに、調査研究報告書、インターネット等により広く一般に公開する。</p> <p>また、調査研究の成果については、検査・分析のためのマニュアルに反映し、検査・分析業務等に迅速に活用する。</p>	<p>の措置を講じる。 調査研究報告書を作成し、関係機関へ配布するとともに、インターネット等により広く一般に公表する。 また、公開発表会を開催する。</p> <p>調査研究の成果を検査分析等業務に迅速に活用するため、検査・分析マニュアルの作成等を行う。</p>	<p>成及びホームページへの掲載により公表した。 s：公表し、特に優れた成果が得られた a：公表した c：公表しなかった d：公表せずその要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>調査研究成果を検査・分析のためのマニュアルに反映した。 s：反映し、特に優れた成果が得られた a：反映した c：反映しなかった d：反映せずその要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>研究報告第30号」を作成し、公表するとともに、調査研究結果の概要をホームページに掲載した。 また、公開調査研究発表会を開催し、「無機分析によるタマネギの産地判別法の開発」、「水産加工品の原料種判別法の検討」等7課題について発表した。(外部からの参加者46名)</p> <p>【事業報告書の記述】 調査研究の成果を検査分析等業務に活用するため、「乾しいたけの栽培方法及び原料原産地判別マニュアル」及び「黒大豆(丹波黒)の原産地判別マニュアル」並びに「タマネギの原産地表示(北海道、兵庫県、佐賀県)判定マニュアル」を作成した。</p>	<p>a</p>
<p>9 依頼検査</p> <p>製造業者等から依頼された農林物資の品質、成分等に関する検査を適切に行う。</p>	<p>9 依頼検査</p> <p>製造業者等から依頼された農林物資の検査を適切に行うため、依頼検査に関する基準文書を作成するとともに、依頼者の機密保持を図るため検査結果の厳正な管理を行う。</p>	<p>9 依頼検査</p> <p>製造業者等から依頼された農林物資の検査を適切に行うため、依頼検査に関する基準文書を作成するとともに、必要に応じて見直しを行う。 また、依頼者の機密保持を図るため検査結果の厳正な管理を行う。</p>	<p>依頼検査</p> <p>依頼された農林物資の検査について、基準文書に基づく適切な検査及び検査結果の厳正な管理を行った。 s：行い、特に優れた成果が得られた a：行った c：行わなかった d：行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p>	<p>A</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>指標の総数 : 1 評価sの指標数: 0 × 3点 = 0点 評価aの指標数: 1 × 2点 = 2点 評価bの指標数: 0 × 1点 = 0点 評価cの指標数: 0 × 0点 = 0点 評価dの指標数: 0 × -1点 = 0点 合計 2点 (2 / 2 = 100%)</p> </div> <p>【事業報告書の記述】 依頼検査に関する基準文書の見直しを行うとともに、製造業者等から依頼された、飲食料品及び生糸に係る依頼検査を89件実施した。 また、依頼者の機密保持を図るため、検査結果の厳正な管理を行った。</p>	<p>a</p>
<p>10 消費者等対応業務</p>	<p>10 消費者等対応業務</p>	<p>10 消費者等対応業務</p>	<p>消費者等対応業務</p>		

指標の総数	: 9
評価sの指標数	: 0 × 3点 = 0点
評価aの指標数	: 9 × 2点 = 18点
評価bの指標数	: 0 × 1点 = 0点
評価cの指標数	: 0 × 0点 = 0点
評価dの指標数	: 0 × -1点 = 0点
合計	18点
	(18 / 18 = 100%)

(1) 消費者等対応業務については、食品表示の監視等JAS法関係業務、リスク管理のための有害物質の分析等を通じて蓄積された食品等に関する専門技術的知見に基づき、

ア 食品等の品質及び表示、遺伝子組換え食品並びに農産物の残留農薬等、消費者の関心の高い情報のインターネット、メールマガジン、講習会、研修会、地方公共団体等の依頼に基づく講師派遣等を通じた積極的な提供

(1) 食品表示の監視業務等JAS法関係業務、リスク管理のための有害物質の分析等を通じて蓄積された情報の中から、消費者の関心の高い情報を的確かつ迅速に提供するため、以下の情報提供活動を行う。

ア インターネット、メールマガジン及び広報誌により食品等の品質及び表示、遺伝子組換え食品並びに農産物の残留農薬等、消費者の関心の高い情報を発信する。
また、インターネット情報は適宜更新するとともに、メールマガジンについては毎年度36回以上、広報誌は毎年度6回以上発信し、最新の情報を提供できるように努める。

(1) 消費者の関心を把握するために行ったアンケート調査の結果を踏まえ、食品表示の監視業務などJAS法関係業務、リスク管理のための有害物質の分析等を通じて蓄積した情報を以下によりの確かつ迅速に提供する。

ア インターネット、広報誌等による情報提供

インターネット情報の内容を適宜更新することにより、食品表示に関する情報、JAS製品の品質に関する情報、遺伝子組換え食品及び農産物の残留農薬に関する情報や消費者相談事例等を迅速に提供する。
また、インターネットを通じた食の安全と消費者の信頼確保に関する意見交換会として「電子フォーラム」を開催する。

ホームページ上の食品表示に関する情報等の最新情報を常時更新した。
s : 常時更新し、特に優れた成果が得られた
a : 常時更新した
b : 情報の更新の頻度が低かった
c : 情報を更新しなかった
d : 情報を更新せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

【事業報告書の記述】
食生活等に関する情報、農林水産省が発表した食品に関する情報等を速やかにホームページに掲載した。
(更新回数 244回、アクセス回数 394,488回)
〔ホームページの主な掲載内容〕
・行政情報（報道発表、パブリックコメント情報、JAS規格、食品表示等）
・技術情報（調査研究報告、分析マニュアル等）
・食の安全・安心に関わる情報（Q&A、個別リスク情報、事業者の取組、国際規格関係情報、キッズページ、相談窓口等）
・センター情報（イベント情報、刊行物等）
・公表事項（独立行政法人通則法に基づく公表事項等）

また、ホームページ上で、食の安全と消費者の信頼確保に関する意見交換の場として、電子フォーラムを「麺食い大集合!」「私のとっておきのお弁当!～あなたは手作り派それともコンビニ派?～」、「豆・ママ・まめ!」の3テー

イ 食品等の品質、表示	イ センターが有する食品	イ 講習会等の開催、消費	センターが有する食品分	<p>マについて開催した。</p> <p>【事業報告書の記述】 迅速な情報提供を行うため、電子メールマガジンを毎月3回以上、合計49回（延べ配信数184,421通）配信した。</p> <p>〔メールマガジンの主な掲載内容〕 ・食品の安全と消費者の信頼確保に関する情報 ・行政情報（報道発表、パブリックコメント情報等） ・消費者向けイベント情報</p> <p>【その他の特記事項】 達成度合：136%（49回 / 36回）</p> <hr/> <p>【事業報告書の記述】 広報誌「大きな目小さな目」を6回（毎回6,000部）発行し、地方公共団体の消費生活センター等に配布した。なお、臨時増刊号は発行しなかった。 また、各地域センターにおいて地域情報紙を合計26回（14,120部）発行した。</p> <p>〔広報誌の主な掲載内容〕 ・食のQ&A（消費者相談） ・行政情報 ・食のサイエンス</p> <p>【その他の特記事項】 達成度合：100%（6回 / 6回）</p> <hr/> <p>【事業報告書の記述】 本部及び各地域センターに設置している「消費者の部屋」又は「消費者コーナー」において常設展示を行うとともに、本部においては、さいたま新都心インフォメーションセンターを活用し、消費者に対する情報提供に努めた。 また、期間を定めて、食品の安全・安心等をテーマとした特別展示を、本部及び各地域センターで22回（来場者 384,273名）実施した。</p> <p>【事業報告書の記述】</p>	a
					a
					a

<p>等に関する疑問への回答をはじめとする消費者相談</p> <p>等の業務を実施するとともに、これらの情報を的確かつ迅速に提供できる体制を整える。</p> <p>なお、講習会及び研修会については、毎年度30回以上開催する。</p>	<p>分析技術等の専門技術的知見を活用した講習会及び研修会を、毎年度30回以上開催する。</p> <p>なお、地方公共団体等からの依頼に基づく講習会への講師派遣については、センターの有する専門技術的知見が活用できるものについて積極的に実施する。</p> <p>また、食品等の品質や表示等に関する消費者・企業相談については、迅速かつ的確に実施するため、相談事例集を更新するとともに、相談対応に関する基準文書に基づき適切に実施する。</p>	<p>者・企業相談等への対応</p> <p>地方公共団体の職員等に対する講習会等は、企業相談実績を踏まえた食品の表示、製造管理技術等の専門技術的知見を活用したものを中心に必要なに応じて適時適切に開催する。</p> <p>なお、開催件数は、全センター合わせて30件以上とする。</p> <p>地方公共団体等から消費者啓発に係る取組等への参加要請があった場合には、地方公共団体等の取組を支援するため、講習会等に職員等の派遣等センターの有する専門技術的知見を活用した対応を行う。</p> <p>消費者相談に迅速かつ的確に対応するため、農林水産省消費者の部屋、地方農政局、消費生活センター等関係機関と緊密に連携するとともに、受け付けた相談を整理し、重要な事例を消費者相談事例集に収録し、消費者相談対応マニュアルと併せてその充実を図る。</p> <p>製造業者等からの食品表示等に関する相談に対応するとともに、本部、</p>	<p>析技術等の専門技術的知見を活用した講習会及び研修会を30回以上開催した。</p> <p>s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：計画値の達成度合は100%以上であった</p> <p>b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった</p> <p>c：計画値の達成度合は70%未満であった</p> <p>d：計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>地方公共団体等から依頼された講習会等への講師派遣について、センターが有する専門技術的知見が活用できる講習会等へ職員等を派遣した。</p> <p>s：派遣し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：派遣した</p> <p>c：派遣しなかった</p> <p>d：派遣せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>消費者相談事例集及び企業相談事例集の見直しを行い、必要に応じて更新した。</p> <p>s：必要な更新を行い、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：必要な更新を行い、又は見直しの結果、更新の必要がなかった</p> <p>c：必要な更新を行わなかった</p> <p>d：必要な更新を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>消費者、事業者及び地方公共団体職員等に対する講習会を、以下のとおり44回開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品品質等知見活用講習会 8回 ・食品等リスク情報共有化講習会 20回 ・地方公共団体職員等研修会 8回 ・技術講習会 8回 <p>【その他の特記事項】</p> <p>評価に当たっては、食品等リスク情報共有化講習会20回のうち、センターが中心となって実施した講習会10回のみを評価対象とした。</p> <p>達成度合：113%（34回 / 30回）</p> <p>【事業報告書の記述】</p> <p>地方公共団体及び業界団体等からの要請に応じて、消費者等を対象とした講習会に50回（3,286名参加）、事業者等を対象とした講習会に279回（18,711名参加）役職員を講師として派遣するとともに、消費生活展等への出展を12回（472,830名来場）実施した。</p> <p>地方公共団体等からの参加要請に応じて、各種研修会及び連絡会議等に職員を44回派遣した。</p> <p>また、他機関の研究所等からの依頼に応じて、残留農薬分析等についての受入研修等を5回（24名参加）行った。</p> <p>【事業報告書の記述】</p> <p>消費者相談専用電話及び食品表示110番を活用するとともに、消費生活展等において消費者相談窓口を開設し、消費者相談2,234件に対応した。</p> <p>また、現行の消費者相談事例集の内容を精査し、平成17年度の相談事例を22件追加した。</p> <p>なお、消費者相談対応マニュアルの充実を図るため見直しを検討したが、改正する必要はなかった。</p> <p>製造業者等からの食品表示等に関する相談（企業相談）16,875件に対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政制度 16,021件 	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>
--	--	---	---	--	----------------------------

		<p>名古屋及び神戸の各センターに設置した食品表示に関する一元的相談窓口を適切に運営する。</p>	<p>消費者相談及び企業相談に迅速かつ的確に対応した。 s：迅速かつ的確に対応し、特に優れた成果が得られた a：迅速かつ的確に対応した c：迅速かつ的確に対応しなかった事例があった。 d：迅速かつ的確に対応しなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>・その他 854件 計 16,875件</p> <p>また、(社)日本食品衛生協会と連携して設置している3か所の食品表示に関する一元的相談窓口を適切に運営し、企業相談件数のうち2,040件の相談に対応した。</p> <p>【その他の特記事項】 企業相談事例集については、見直しを行った結果、事例集に追加する事例はなかった。</p>	a				
<p>(2) 食品表示110番を通じて消費者等から寄せられる不正表示や違法なJASマーク表示に関する情報収集を行い、食品表示の監視業務等に情報を活用する。</p>	<p>(2) 食品表示110番等を通じて収集した不正表示や違法なJASマーク表示に関する情報は、速やかに農林水産省関係部局等に通報するとともに、必要に応じて事実関係の確認のための調査、分析等を行う。</p> <p>また、事務処理手順書は必要に応じて見直す。</p>	<p>(2) 食品表示110番等を通じて収集した不正表示や違法なJASマーク表示に関する情報の農林水産省関係部局等への通報及び必要に応じた事実関係の確認のための調査、分析等については、事務処理手順書に基づき迅速かつ的確に行う。</p> <p>また、事務処理手順書は必要に応じて見直す。</p>	<p>食品表示110番により収集した情報に基づき、必要に応じて事実関係の確認のための調査等を行った。 s：必要な調査等を行い、特に優れた成果が得られた a：必要な調査等を行った c：必要な調査等を行わなかった d：必要な調査等を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 食品表示110番等を通じて収集した不正表示や違法なJASマーク表示に関する情報について、事務処理手順書に基づき、以下のとおり迅速かつ的確に対応した。 「食品表示110番（フリーダイヤル）」を441件受け付け、収集した不正表示や違法なJASマーク表示に関する情報について農林水産省関係部局等へ通報した。 センターが受け付けた情報及び農政局等から回付された情報に基づき、事実関係の確認のための買上検査を56件行い、このうち38件について表示の確認を行い、18件について分析を行った。買上検査の結果については、農林水産省に報告するとともに、不適合が確認された24件について文書による是正指導を行った。 農林水産省等からの依頼により、食品表示110番等の情報提供に基づく任意調査等を23件実施した。 なお、食品表示110番に係る事務処理手順書の見直しについて検討した結果、改正する必要はなかった。</p>	a				
<p>(3) 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報や提供方法について顧客満足度を測定し、5段階評価で3.5以上の顧客満足度を目標とする。</p>	<p>(3) 情報提供業務については、アンケート調査等により顧客満足度を測定し、5段階評価で中期目標の顧客満足度を目標とする。</p> <p>また、個別の講習会等において、顧客満足度が</p>	<p>(3) 情報提供業務の改善を図るため、次の業務において提供した情報や提供方法の顧客満足度をアンケート調査等により測定する。</p> <p>また、個別の講習会等において顧客満足度が3.5未満の場合は、情報提供</p>	<p>提供情報等に関する情報提供の形態ごとの顧客満足度が5段階評価で3.5以上であった。 s：3.5以上であり、特に優れた成果が得られた a：3.5以上であった c：3.5未満であった d：3.5未満であり、その要</p>	<p>【事業報告書の記述】 提供情報の的確性、分かり易さ等の向上に資するため、講習会、研修会、講師派遣、ホームページ、広報誌等の業務について、アンケート調査による効果測定を実施した。顧客満足度(5段階評価)は、以下のとおりであった。</p> <p>・各種講習会及び研修会</p> <table border="0"> <tr> <td>食品品質等知見活用講習会</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>食品等リスク情報共有化講習会</td> <td>4.2</td> </tr> </table>	食品品質等知見活用講習会	3.8	食品等リスク情報共有化講習会	4.2	a
食品品質等知見活用講習会	3.8								
食品等リスク情報共有化講習会	4.2								

	<p>3.5未満の場合は、情報提供の方法の見直し等、必要な改善処置を講じる。</p>	<p>の方法の見直し等の必要な改善処置を速やかに講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種講習会及び研修会 ・講師派遣 ・ホームページ ・メールマガジン ・広報誌 <p>顧客満足度の測定結果を踏まえ、提供情報の確性、分かり易さ等情報提供業務の質の向上に資する方策を検討するため、外部の有識者を含めた消費者対応業務推進委員会を開催する。</p> <p>また、検討結果は情報提供業務の改善に活用する。</p>	<p>因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<table border="0"> <tr> <td>地方公共団体職員等研修会</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>技術講習会</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>・講師派遣</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 消費者を対象とした講習会</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td> 事業者を対象とした講習会</td> <td>4.6</td> </tr> <tr> <td>・ホームページ</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>・メールマガジン</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>・広報誌</td> <td>3.8</td> </tr> </table> <p>また、個別の講習会等において顧客満足度が3.5未満であった1件の研修会については、情報提供の方法の見直し等の改善処置を講じた。</p> <p>【事業報告書の記述】 外部の有識者を委員に含めた消費者対応業務推進委員会を開催し、顧客満足度の測定結果等を踏まえ、消費者対応業務を効果的に推進するための方策等を検討した。</p>	地方公共団体職員等研修会	4.0	技術講習会	3.8	・講師派遣		消費者を対象とした講習会	4.8	事業者を対象とした講習会	4.6	・ホームページ	3.7	・メールマガジン	4.1	・広報誌	3.8	
地方公共団体職員等研修会	4.0																				
技術講習会	3.8																				
・講師派遣																					
消費者を対象とした講習会	4.8																				
事業者を対象とした講習会	4.6																				
・ホームページ	3.7																				
・メールマガジン	4.1																				
・広報誌	3.8																				
<p>11 緊急時の要請に関する事項</p> <p>農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成11年法律第183号）第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう要請があったときは、最優先で組織的に取り組み、</p>	<p>11 緊急時の要請に関する事項</p> <p>独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成11年法律第183号）第12条の規定に基づく緊急時の調査等については、農林水産大臣の要請に従い最優先で迅速かつ的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告</p>	<p>11 緊急時の要請に関する事項等</p> <p>(1) 農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成11年法律第183号）第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう要請があったときに迅速かつ的確に対応するため、以下の措置を講</p>	<p>緊急時の要請に関する事項</p> <p>調査研究結果及び緊急時に活用する可能性の高い研究論文等を体系的に整理し、随時更新・再整理した。</p> <p>s：整理し、又は再整理し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：整理し、又は再整理した</p> <p>c：整理せず、又は再整理しなかった</p>	<table border="1"> <tr> <td>指標の総数</td> <td>: 1</td> </tr> <tr> <td>評価sの指標数</td> <td>: 0 × 3点 = 0点</td> </tr> <tr> <td>評価aの指標数</td> <td>: 1 × 2点 = 2点</td> </tr> <tr> <td>評価bの指標数</td> <td>: 0 × 1点 = 0点</td> </tr> <tr> <td>評価cの指標数</td> <td>: 0 × 0点 = 0点</td> </tr> <tr> <td>評価dの指標数</td> <td>: 0 × -1点 = 0点</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2 / 2 = 100%)</td> </tr> </table> <p>【事業報告書の記述】 要請が想定される事案ごとに研究論文及び分析方法等を整理し、また、外部からの提供情報を含め、日々入手した危害情報の蓄積と整理を引き続き行い、情報管理体制の充実に努めた。</p> <p>また、「緊急調査分析実施規程」の改正及び「緊急調査分析の想定される要因及びその内容別分類並びに専門職員登録者名簿」の見直しを行った。</p>	指標の総数	: 1	評価sの指標数	: 0 × 3点 = 0点	評価aの指標数	: 1 × 2点 = 2点	評価bの指標数	: 0 × 1点 = 0点	評価cの指標数	: 0 × 0点 = 0点	評価dの指標数	: 0 × -1点 = 0点	合計	2点		(2 / 2 = 100%)	<p>A</p> <p>a</p>
指標の総数	: 1																				
評価sの指標数	: 0 × 3点 = 0点																				
評価aの指標数	: 1 × 2点 = 2点																				
評価bの指標数	: 0 × 1点 = 0点																				
評価cの指標数	: 0 × 0点 = 0点																				
評価dの指標数	: 0 × -1点 = 0点																				
合計	2点																				
	(2 / 2 = 100%)																				

<p>必要な調査、分析又は検査の迅速かつ正確な実施に努めるとともに、その結果について農林水産大臣に迅速に報告する。</p>	<p>する。 必要な分析方法、データを効率よく検索できるよう、調査研究結果や研究論文等の情報を収集し、体系的に整理する。</p>	<p>じる。 調査研究結果及び緊急時に活用する可能性の高い研究論文等を整理し、必要に応じた分析方法、データを効率的に検索できる情報管理体制を維持するとともに、緊急要請に迅速に対応できるように要請が想定される事案についてそれぞれの専門家を登録し、必要に応じて見直す。 農林水産大臣から要請があった場合には、他の業務に優先して要請された調査、分析又は検査の迅速かつ正確な実施に努めるとともに、調査結果は速やかに報告する。</p> <p>(2) 食品の安全性や品質に影響を及ぼすおそれのある事故や汚染等が発生した場合は、必要に応じて、(1)に準じた措置を講じる。 また、適切かつ正確な情報を消費者に分かり易く、かつ、迅速に提供し、消費者の被害及び生産者の風評被害の防止、消費者の不安の解消等を図るため、必要に応じて相談窓口の設置等を行う。</p>	<p>d：整理せず、又は再整理せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>農林水産大臣からの要請された調査等を迅速かつ的確に実施し、調査結果を速やかに報告した。</p> <p>s：迅速かつ的確に実施し、調査結果を速やかに報告し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：迅速かつ的確に実施し、調査結果を速やかに報告した</p> <p>c：迅速かつ的確に実施しなかった、又は調査結果の報告が遅滞した</p> <p>d：迅速かつ的確に実施せず、又は調査結果の報告が遅滞し、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 今年度については、農林水産大臣からの緊急時の調査、分析又は検査の要請はなかった。</p> <p>【その他の特記事項】 調査等の要請がなく、業務実績がないため評価しない。</p> <p>【事業報告書の記述】 食品の安全性や品質に影響を及ぼすおそれのある事故や汚染等で、センターが対応すべき事案はなかった。</p>	
12 国際協力	12 国際協力	12 国際協力	国際協力	<p>指標の総数 : 1 評価sの指標数 : 0 × 3点 = 0点 評価aの指標数 : 1 × 2点 = 2点 評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点</p>	A

<p>可能な範囲において、研修生の受入れ、海外への専門家の派遣等の国際協力を行う。</p>	<p>可能な範囲において、センターの技術力を活用した専門家の海外派遣及び海外からの研修生の受入れを行う。</p>	<p>農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、可能な範囲において、開発途上国等からの技術支援要請に対応するため、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れを行う。 また、必要に応じて独立行政法人国際協力機構の主催する研修等に職員を派遣する。</p>	<p>可能な範囲において、海外からの研修生の受入れ、専門家の海外派遣等の活動を行った。 s：行い、特に優れた成果が得られた a：行った c：行わなかった d：行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>評価cの指標数：0×0点=0点 評価dの指標数：0×-1点=0点 合計 2点 (2/2=100%)</p>	<p>【事業報告書の記述】 独立行政法人国際協力機構等からの国際技術協力等の要請を踏まえ、海外からの研修員を受入れ、JAS制度、食品等の分析技術等に関する研修を5回（延べ9か国、19名）実施した。 なお、独立行政法人国際協力機構の主催する研修等に、職員を派遣すべき事案はなかった。</p> <p>a</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。 また、自己収入（格付業務に係る収入を除く。）の増額を図る。</p>	<p>第3 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画 予算、収支計画及び資金計画については、平成19年4月の検査検定3法人の統合に向けた検討が行われることを踏まえ、必要な見直しを行うものとする。 また、自己収入（格付業務に係る収入を除く。）を平成18年度予算を基準として、毎年1%以上の増額を図る。</p>	<p>第3 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画</p>	<p>予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>A</p> <p>中項目の総数 : 3 評価Sの中項目数：0×3点=0点 評価Aの中項目数：3×2点=6点 評価Bの中項目数：0×1点=0点 評価Cの中項目数：0×0点=0点 評価Dの中項目数：0×-1点=0点 合計 6点 (6/6=100%)</p> <p>【特記事項】 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等 法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「予算、収支計画及び資金計画」について評価基準に基づく評価を行った結果、すべての中項目についてA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。 なお、中項目の評価については、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。 法人運営における資金の配分状況については、年度当初から業務が円滑かつ効率的に取り組めるよう所要額を配分し、年度途中においては、業務の進捗状況を把握しつつ、業務</p>	

			<p>の達成に必要な資金を効果的に配分している。</p> <p>また、随意契約とすることが出来る基準を国と同水準に見直すとともに、入札、随意契約等に関する調達情報及び契約に関する規程をホームページ上で公表することにより、契約事務の透明性を確保した上で、経費の節減に取り組んでいる。</p> <p>指標を設定して評価したもののほか、法人から提出された財務諸表等の財務情報を基に、次のとおり法人の財務内容の評価を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.本年度から減損会計基準が適用されており、資産の活用状況等を評価した上で、減損を認識した資産の減損処理が適切に行われている。 2.当期純利益や機会費用を考慮した仮定の収益・損益等について前年比較等を行うとともに、業務実績と予算の執行状況を総合的に判断し、法人の業務運営が適正であったと認められる。
	<p>本年度の予算（人件費の見積もりを含む。）収支計画及び資金計画は、別表1、2及び3に定めるとおりとする。</p> <p>また、自己収入の増額を図るための取組を行う。 〔略〕</p>	<p>経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組み</p> <hr/> <p>経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組みは十分であった。</p> <p>s：十分であり、特に優れた成果が得られた a：十分であった b：やや不十分であった c：不十分であった d：不十分であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった (なお、本指標の評価に当たっては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費の</p>	<p>A</p> <p>指標の総数 : 1 評価sの指標数 : 0 × 3点 = 0点 評価aの指標数 : 1 × 2点 = 2点 評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点 評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点 評価dの指標数 : 0 × -1点 = 0点 合計 2点 (2 / 2 = 100%)</p> <hr/> <p>【事業報告書の記述】 財務諸表等を参照のこと。</p> <p>なお、予算の執行を適切に行い、前年度に引き続き、業務経費、一般管理費の削減に取り組んだ。また、随意契約の見直し等、契約事務の適正化について検討し、関係規程の改正を行い、随意契約限度額を国の基準額と同額まで引き下げた。</p> <p>【その他の特記事項】 入札、随意契約等に関する調達情報及び契約に関する規程をホームページ上で公表することにより、その透明性を確保した上で、経費の節減に取り組んでいる。</p> <p>a</p>

	抑制」の評価結果に十分配慮するものとする。)		
	法人運営における資金の配分状況	<p>指標の総数 : 1</p> <p>評価sの指標数 : 0 × 3点 = 0点</p> <p>評価aの指標数 : 1 × 2点 = 2点</p> <p>評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点</p> <p>評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点</p> <p>評価dの指標数 : 0 × -1点 = 0点</p> <p>合計 2点</p> <p>(2 / 2 = 100%)</p>	A
	<p>法人運営における資金の配分状況は、十分であった。</p> <p>s : 十分であり、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 十分であった</p> <p>b : やや不十分であった</p> <p>c : 不十分であった</p> <p>d : 不十分であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>財務諸表等を参照のこと。</p> <p>なお、予算の執行を適切に行い、前年度に引き続き、業務経費、一般管理費の削減に取り組んだ。また、随意契約の見直し等、契約事務の適正化について検討し、関係規程の改正を行い、随意契約限度額を国の基準額と同額まで引き下げた。</p> <p>【その他の特記事項】</p> <p>年度当初及び年度途中において必要に応じた予算配付を行うことにより、適切かつ効果的な資金配分を行った。</p>	a
	自己収入の増額に係る取組	<p>指標の総数 : 1</p> <p>評価sの指標数 : 0 × 3点 = 0点</p> <p>評価aの指標数 : 1 × 2点 = 2点</p> <p>評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点</p> <p>評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点</p> <p>評価dの指標数 : 0 × -1点 = 0点</p> <p>合計 2点</p> <p>(2 / 2 = 100%)</p>	A
	<p>自己収入（格付業務に係る収入を除く。）を平成18年度予算を基準として、各事業年度ごとの計画値を達成した。（各事業年度ごとの計画値：平成18事業年度は予算額。以</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>自己収入（格付業務に係る収入を除く。）について、講師派遣の要請に積極的に対応する等の自己収入の増額のための取組を行った結果、計画値である平成18年度予算額を上回る自己収入を得た。</p>	a

		降は、前事業年度の予算額に1%を乗じて得られる増加率。) s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a : 計画値の達成度合は100%以上であった b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c : 計画値の達成度合は70%未満であった d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった	【その他の特記事項】 格付業務に係る収入を除く自己収入額は、平成18年度の自己収入予算額4,484千円に対し、6,980千円であった。 達成度合：156% (6,980千円 / 4,484千円)
第4 短期借入金の限度額 平成18年度：7億円 平成19年度～平成22年度：7億円 (検査検定3法人の合計額：10億円) (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延 公務災害及び通勤災害が発生した場合の災害補償費の借入れ	第4 短期借入金の限度額 平成18年度：7億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延 公務災害及び通勤災害が発生した場合の災害補償費の借入れ	短期借入金の限度額	中項目の総数 評価Sの中項目数 評価Aの中項目数 評価Bの中項目数 評価Cの中項目数 評価Dの中項目数 【特記事項】 短期借入金は発生しなかったことから、評価の対象外。
		法人の借入金について、借入に至った理由及び用途、金額及び金利、返済の見込み	指標の総数 評価sの指標数 評価aの指標数 評価bの指標数 評価cの指標数 評価dの指標数
		法人の短期借入金について、借入に至った理由及び用途、金額及び金利、返済の見込みに関しては適切であった。 s : 適切であり、特に優れた	【事業報告書の記述】 運営費交付金の受入れの遅延等はなく、短期借入は行わなかった。 【その他の特記事項】 短期借入金の借入実績がないため、評価しな

		<p>成果が得られた a：適切であった b：やや不適切であった c：不適切であった d：不適切であり、不利益が生じた。 (借入がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p>	い。
第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		<p>中項目の総数 評価Sの中項目数 評価Aの中項目数 評価Bの中項目数 評価Cの中項目数 評価Dの中項目数</p> <p>【特記事項】 重要な財産の譲渡及び担保に供する事案はなかったことから、評価の対象外。</p>
	重要な財産の譲渡又は担保に関する計画	<p>重要な財産の譲渡又は担保に関する計画について、譲渡等を行う目的及び譲渡等により得た資金の用途は適切であった。 s：適切であり、特に優れた成果が得られた a：適切であった b：やや不適切であった c：不適切であった d：不適切であり、不利益が生じた。 (計画がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p>	<p>指標の総数 評価sの指標数 評価aの指標数 評価bの指標数 評価cの指標数 評価dの指標数</p> <p>【事業報告書の記述】 重要な財産の譲渡及び担保に供する事案はなかった。</p> <p>【その他の特記事項】 重要な財産の譲渡又は担保に供する事案はなかったため、評価しない。</p>

	<p>第6 剰余金の使途 検査検定業務に係る業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るための分析機器の購入の経費に充当する。</p>	<p>第5 剰余金の使途 検査検定業務に係る業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るための分析機器の購入の経費に充当する。</p>	<p>剰余金の使途</p>	<p>中項目の総数 評価Sの中項目数 評価Aの中項目数 評価Bの中項目数 評価Cの中項目数 評価Dの中項目数</p> <p>【特記事項】 剰余金の使途については、中期計画に定めた使途に充てた実績がなかったことから、評価の対象外。</p>	
			<p>剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に当てた結果、当該事業年度に得られた成果</p>	<p>指標の総数 評価sの指標数 評価aの指標数 評価bの指標数 評価cの指標数 評価dの指標数</p>	
			<p>剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果は、十分であった。 s：特に優れた成果が得られた a：十分であった b：やや不十分であった c：不十分であった d：不十分であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった (中期計画に定めた剰余金の使途に充てた年度のみ評価を行う。)</p>	<p>【事業報告書の記述】 剰余金については、平成17年度に第1期中期目標期間が終了したことにより、農林水産大臣の承認を受けた繰越積立金を除き国に返納した。</p> <p>【その他の特記事項】 中期計画に定めた使途に充てた実績がなかったことから、評価しない。</p>	
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>中項目の総数 : 3 評価Sの中項目数 : 0 × 3点 = 0点 評価Aの中項目数 : 3 × 2点 = 6点</p>	<p>A</p>

				<p>評価Bの中項目数：0 × 1点 = 0点 評価Cの中項目数：0 × 0点 = 0点 評価Dの中項目数：0 × -1点 = 0点 合計 6点 (6 / 6 = 100%)</p> <p>【特記事項】 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等 法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「1 施設及び設備に関する計画」、「2 職員の人事に関する計画」及び「3 積立金の処分に関する事項」について評価基準に基づく評価を行った結果、すべての中項目についてA評価となったことから、大項目の評価はAとする。なお、中項目の評価については、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。 ISO/IEC17025の認定取得に向けた取り組みにおいては、新たに遺伝子組換え大豆及び大豆加工品のPCR法（定性分析）による検査分析を対象範囲として品質システムを構築し、財団法人日本適合性認定協会により分析試験所の能力に関する国際標準であるISO/IEC17025の認定を、遺伝子組換え食品の分析としては我が国で初めて取得している。このことは、法人の分析試験所としての技術能力及びその管理運営が国際標準に適合していることが対外的にも認められていることを示しており、特段の成果が得られていると評価できる。</p>				
1 施設及び設備に関する計画	1 施設及び設備に関する計画	施設及び設備に関する計画	<p>指標の総数 : 1 評価sの指標数：0 × 3点 = 0点 評価aの指標数：1 × 2点 = 2点 評価bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価cの指標数：0 × 0点 = 0点 評価dの指標数：0 × -1点 = 0点 合計 2点 (2 / 2 = 100%)</p>	A				
<p>業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化</p>	<p>以下の施設及び整備を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所名</th> <th>整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>DNA検定室等設備改</td> </tr> </tbody> </table>	所名	整備内容		DNA検定室等設備改	<p>中期計画に定められている施設及び設備について、当該事業年度における改修・整備前後の業務運営の改善の成果</p>	<p>【事業報告書の記述】 横浜センターにおけるDNA検定室等施設改修工事及びスクラバー改修工事並びに門司センターの試料保管室等改修工事を実施した。</p>	a
所名	整備内容							
	DNA検定室等設備改							

	<p>等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。 〔略〕</p>	<table border="1"> <tr> <td>横浜</td> <td>修工事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>スクラバー改修工事</td> </tr> <tr> <td>門司</td> <td>7階試料保管室等改修工事</td> </tr> </table>	横浜	修工事		スクラバー改修工事	門司	7階試料保管室等改修工事	<p>は十分であった。 s : 特に優れた改善の成果が得られた a : 十分であった b : やや不十分であった c : 不十分であった d : 改善の成果が得られなかった</p>	<p>また、神戸センターの現庁舎は、老朽化が著しく耐震上問題があることが判明したことから、現在の庁舎を利用する職員及び一般消費者に対する危険を回避するため、新たに神戸センターを移転新築することとし、用地の取得、実施設計図書の作成を行い、平成20年度までの3か年度にわたる神戸センター新庁舎建築工事等の契約を行った。</p> <p>【その他の特記事項】 施設及び設備の改修の結果、検査分析作業の迅速化及び効率化並びに作業に従事する職員の労働安全衛生の向上等が図られた。</p>											
横浜	修工事																				
	スクラバー改修工事																				
門司	7階試料保管室等改修工事																				
	<p>2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>(1) 方針 組織の再編統合の検討及び円滑な再編を実施するための検査検定3法人を横断した体制整備を念頭に入れつつ、業務の適切かつ効率的な実施の確保のための適正な人員配置を行う。</p> <p>(2) 人員に関する指標 「行政改革の重要方針」を踏まえ、今後5年間に於いて、検査検定3法人全体の人員費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並</p>	<p>2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>(1) 業務の適切かつ効率的な実施を確保し、検査検定業務に重点化を図るため、適正な人員配置を行う。</p> <p>(2) 人員に関する指標 業務の効率化を図り、人員を削減することにより、人員費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤職員給与及び人</p>	<p>職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む）</p> <p>業務の適切かつ効率的な実施の確保のため適正な人員配置を行った。 s : 適正な人員配置を行い、特に優れた成果が得られた a : 適正な人員配置を行った c : 適正な人員配置を行わなかった d : 適正な人員配置を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>人件費について、退職金及び福利厚生費並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除き、平成17年度を基準として、各事業年度ごとの削減計画値を達成した。（各事業</p>	<table border="1"> <tr> <td>指標の総数</td> <td>: 11</td> </tr> <tr> <td>評価sの指標数</td> <td>: 1 × 3点 = 3点</td> </tr> <tr> <td>評価aの指標数</td> <td>: 10 × 2点 = 20点</td> </tr> <tr> <td>評価bの指標数</td> <td>: 0 × 1点 = 0点</td> </tr> <tr> <td>評価cの指標数</td> <td>: 0 × 0点 = 0点</td> </tr> <tr> <td>評価dの指標数</td> <td>: 0 × -1点 = 0点</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>23点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(23 / 22 = 100%)</td> </tr> </table> <p>【事業報告書の記述】 本部の「技術調査部」及び「技術指導部」を、JAS規格関係業務を行う「規格指導部」及び食品表示監視業務を行う「表示監視部」に再編した。 検査分析の結果について、客観的信頼性の向上を図るため、本部及び各地域センターに精度管理官を置いた。 検査3法人統合準備委員会のもと、3法人の担当者が共同で作業を行うため、統合準備作業室を設置し、統合事務の円滑かつ効率的な実施を図った。</p> <p>【事業報告書の記述】 業務の効率化を図り、人員を平成18年1月1日時点（注）の常勤職員498名から24名削減することにより、人員費を4.9%削減した。 注：独立行政法人通則法第60条の規定による常勤職員数の国会報告基準日</p>	指標の総数	: 11	評価sの指標数	: 1 × 3点 = 3点	評価aの指標数	: 10 × 2点 = 20点	評価bの指標数	: 0 × 1点 = 0点	評価cの指標数	: 0 × 0点 = 0点	評価dの指標数	: 0 × -1点 = 0点	合計	23点		(23 / 22 = 100%)	<p>A</p> <p>a</p> <p>a</p>
指標の総数	: 11																				
評価sの指標数	: 1 × 3点 = 3点																				
評価aの指標数	: 10 × 2点 = 20点																				
評価bの指標数	: 0 × 1点 = 0点																				
評価cの指標数	: 0 × 0点 = 0点																				
評価dの指標数	: 0 × -1点 = 0点																				
合計	23点																				
	(23 / 22 = 100%)																				

びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について5%以上の削減を行う。以上に加え、検査検定3法人の統合後においては、法人全体として、管理部門等の効率化、検査検定等業務の重点化及び効率化を行い、統合メリットを發揮することにより、更なる人件費の削減を行う。

また、国家公務員の給与と構造改革に合わせ、人事院勧告を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

(参考)

平成17年度の人件費	3,555	百万円
期初の常勤職員数	521	人
検査検定3法人の合計額	5,177	百万円
期初の検査検定3法人合計常勤職員数	742	人
平成22年度の人件費見込み	3,377	百万円
期末の常勤職員数の見込み	494	人
検査検定3法人の合計額	4,912	百万円
期末の検査検定3法人合計常勤職員数の見込み	703	人

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関等派遣職員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について、本年度は1%以上の削減を行う。

年度ごとの削減計画値：中期計画開始時からの経過年数に1%を乗じて得られる削減率。)

- s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた
- a：計画値の達成度合は100%以上であった
- b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった
- c：計画値の達成度合は70%未満であった
- d：計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

【その他の特記事項】

退職金及び福利厚生費並びに非常勤職員給与を除く人件費は平成17年度の人件費3,357百万円に対し、3,192百万円であった。

達成度合：490% (4.9% / 1%)

1 業務内容の高度化及び専門化に対応するとともに、分析技術及び分析能力の向上を図るため、分析技術に関する研修を毎年度20回以

(3) その他、人材の確保、人材の養成等についての計画

ア 人材の育成のため、別に定める職員研修計画に基づき、以下の研修を的

(3) 人材の確保・育成

ア 別に定める職員技術研修中期計画に基づき、以下の研修を計画的に実施

<p>上行う。</p>	<p>確に行う。 (ア) 分析技術及び分析能力の向上を図るため、分析担当者に対して分析技術に関する研修を毎年度20回以上行う。</p> <p>(イ) ISO9000審査員研修コース等業務運営上必要な研修を行う。</p>	<p>する。 専門的知識を有する職員、試験研究機関の研究者等の学識経験者を講師とした分析技術に関する研修を20回以上実施する。</p> <p>業務運営上必要な資格を有する職員を養成するため、ISO9000審査員研修を4名以上の職員に受講させる。 また、必要に応じて、ISO/IEC17025内部監査員研修等を受講させる。 登録認定機関等の技術上の調査及び定期的調査等の業務を適切に実施するための内部資格要件を満たす職員を確保し、調査技術の維持・向上を図るため、内部研修を実施する。 立入検査等の質の向上を図るため、検査に従事する職員の資格要件をより厳格なものとなるよう見直しを行うとともに、これまでに蓄積した検査技術に関する研修を行う。</p>	<p>分析技術に関する研修を20回以上行った。 s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a : 計画値の達成度合は100%以上であった b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c : 計画値の達成度合は70%未満であった d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>業務の運営上必要な研修を行った。 s : 必要な研修を行い、特に優れた成果が得られた a : 必要な研修を行った c : 必要な研修を行わなかった d : 必要な研修を行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 職員の検査分析技術及び機器操作技能等の維持・向上を図るため、分析技術に関する研修を以下のとおり89回実施した。 ・専門技術研修 37回(96名) ・技術能力向上研修 52回(530名)</p> <p>また、分析試験業務以外の業務に関する専門的な知識の習得を図るための研修を10回(47名)実施した。</p> <p>【その他の特記事項】 達成度合: 445%(89回/20回)</p> <p>【事業報告書の記述】 業務運営上必要な資格を有する職員を養成するため、職員に以下の研修を受講させた。 ・ISO9000審査員研修 6名 ・ISO/IEC17025内部監査員研修 7名 ・ISO9000内部監査員研修 2名 ・内部監査員研修 134名</p> <p>登録認定機関等の技術上の調査及び定期的調査等の業務を適切に実施するための内部資格要件を満たす職員を確保し、調査技術の維持・向上を図るため、35名の職員に対し調査員内部研修を実施した。</p> <p>立入検査等の質の向上を図るため、検査に従事する職員の資格要件をより厳格なものとなるよう見直しを行うとともに、これまでに蓄積した検査技術に関する研修を166名の職員に対して行った。</p>	<p>a</p> <p>a</p>
<p>2 農林水産行政との連携を図るため、行政部局との円滑な人事交流を図るとともに、セン</p>	<p>イ 農林水産行政と連携した業務運営を推進するため、業務上密接な関連を有する消費・安全局を中</p>	<p>イ 農林水産行政との連携を図り、センターの業務に必要な人材を確保するため、以下の措置を講じ</p>			

<p>ター職員の採用に当たっては、広く我が国の行政にも従事できる人材の確保に留意する。</p>	<p>心とした行政部局との円滑な人事交流を行う。 また、職員の採用に当たっては、業務を遂行する上で必要とされる分析の基礎的能力、農林水産物や食品の製造等の専門的知識等を有する化学、農学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者を中心として採用する。</p>	<p>る。 人事交流については、農林水産省の行政部局等と計画的に実施することとし、一方に偏らないよう諸事情に即し、双方が出し合うことを基本とする。 職員の採用に当たっては、業務の円滑な推進を図るため、分析の基礎的能力、農林水産物や食品の製造等の専門的知識等を有する化学、農学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者等から採用する。 採用情報については、インターネット等を活用した広報活動により、優秀な人材の確保に努める。</p>	<p>行政部局との人事交流を円滑に実施した。 s：実施し、特に優れた成果が得られた a：実施した c：実施しなかった d：実施せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 農林水産省消費・安全局等と人事交流（転出62名、転入46名）を実施した。</p>	<p>a</p>
<p>3 職員の検査分析能力の維持・向上を図るため、検査分析機関としての国際基準を導入するとともに、分析担当者に対して技能試験を毎年度1回以上行う。 また、実験室間精度管理を毎年度5回以上行う。 なお、技能試験等の実施については、実施時期を見直し、効率的に実施する。</p>	<p>ウ 職員の検査分析能力の維持・向上を図るため、以下の取組を行う。 (ア) 検査分析に係る検査分析能力及び信頼性の向上を図るため、適正試験所規範（GLP）及び分析機関としての国際標準であるISO/IEC17025の考え方による業務管理体制を確立、維持・改善する。</p>	<p>ウ 職員の検査分析能力の維持・向上を図り、検査分析結果の信頼性を確保するため、以下の取組を行う。 しょうゆのアルコール分の検査分析について、ISO/IEC17025の要求事項への適合性を維持するとともに、システムの継続的な改善に取り組む。 食品中の遺伝子組換え農産物の検査分析について、ISO/IEC17025の認定の取得に向けた取組を行う。 センターが行う検査分析業務全般について、ISO/IEC17025の考え方に基づく分析試験業務管理を導入し、センターにお</p>	<p>化学、農学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者を中心として採用した。 s：採用し、特に優れた成果が得られた a：採用した c：採用しなかった d：採用せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 農学、化学等の試験区分の国家公務員試験等の合格者の中から7名を採用し、必要な人材を確保した。 採用情報については、インターネット等を活用した広報活動を行い、優秀な人材の確保に努めた。</p>	<p>a</p>
				<p>【事業報告書の記述】 平成17年度に本部において取得したしょうゆのアルコール分の検査分析について、ISO/IEC17025の要求事項への適合性を維持するとともに、品質システムの継続的な改善に取り組み、認定継続維持の承認を受けた。 遺伝子組換え大豆及び大豆加工食品のPCR法（定性分析）による検査分析について、神戸センターにおいて、品質システムを構築し、遺伝子組換え食品の分析としては我が国で初めてISO/IEC17025の認定を平成19年3月27日付けで取得した。</p>	<p>s</p>
			<p>認定されたISO/IEC17025の要求事項への適合性の維持又は認定の対象範囲を拡大した。 s：維持、又は拡大し、特に優れた成果が得られた a：維持、又は拡大した c：維持しなかった d：維持せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 センターが行う検査分析業務全般について、分析試験業務運営委員会を3回、各センターで分析試験業務管理委員会を26回開催し、分析試験業務内部監査の結果をもとにした分析試</p>	<p>a</p>
			<p>ISO/IEC17025の考え方に基づく基準文書を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改正を行った。 s：作成し、又は必要な改正</p>		

	<p>る適正試験所規範（GLP）の確立を進めるため、引き続き関係規程、管理手順書等を整備するとともに、必要に応じて見直す。</p>	<p>を行い、特に優れた成果が得られた a：作成し、又は必要な改正を行い、若しくは改正の必要がなかった c：作成せず、又は必要な改正を行わなかった d：作成せず、又は必要な改正を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>験業務に係るマニュアル類の改正及び機器整備等、分析試験業務の管理に必要な事項を審議し、決定した。</p>	
<p>(イ) 分析に従事する職員の技能の維持・向上を図るため、分析に従事する全ての職員を、外部機関又はセンターが主催する技能試験に毎年度参加させる。</p> <p>また、技能試験については、月別の検査件数の平準化の観点から実施時期を適切に設定する。</p>	<p>分析に従事する全ての職員を外部機関又はセンターが主催する技能試験に1回以上参加させるとともに、不満足な結果であった場合には、原因究明のための再試験、当該職員に対する教育訓練等の必要な措置を講じる。</p>	<p>分析に従事する全ての職員に外部機関又はセンターが主催する技能試験に1回以上参加させた。 s：計画値の達成度合は100%であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は90%以上であった b：計画値の達成度合は50%以上90%未満であった c：計画値の達成度合は50%未満であった d：計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 分析に従事する全ての職員に対し、外部機関又はセンターが主催する技能試験に1回以上（延べ226名）参加させるとともに、満足な結果が得られなかった試験者に対しては、原因究明のための再試験等の必要な是正処置を実施した。</p> <p>また、技能試験については月別の業務量の平準化の観点から実施時期の調整を行った。</p> <p>【その他の特記事項】 分析に従事する職員168名全員に対し、技能試験に1回以上参加させている。 達成度合：100%（168名/168名）</p>	<p>a</p>
<p>(ウ) 分析精度の確認のため、外部機関又はセンター主催による実験室間精度管理を毎年度5回以上実施し、その結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>分析精度の確認のため、外部機関又はセンター主催による実験室間精度管理を5回以上実施し、不満足な結果であった場合には、原因究明のための再試験、当該実験室の担当職員に対する教育訓練等の必要な措置を講じる。</p>	<p>実験室間精度管理を5回以上実施した。 s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は100%以上であった b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度合は70%未満であった d：計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 分析精度の確認のため実験室間精度管理として、外部精度管理を14回、センター間精度管理を4回、計18回実施し、満足な結果が得られなかった試験者に対しては、原因究明のための再試験等の必要な是正処置を実施した。</p> <p>また、平成17年度に報告が終了しなかった8件の外部技能試験について、試験結果の評価等を行った。</p> <p>【その他の特記事項】 達成度合：360%（18回/5回）</p>	<p>a</p>

	<p>(I) 検査分析業務に関する基準文書に基づき、分析機器及び試薬等の維持管理及び記録等を適正に行う。</p>	<p>分析試験業務の管理のため、関係規程、管理手順書等に基づき分析機器及び試薬等の維持管理及び記録の管理等を適正に行う。</p>	<p>分析機器及び試薬等の維持管理及び記録の管理が適切であることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。 s : 実施し、特に優れた成果が得られた a : 実施した c : 実施しなかった d : 実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 分析試験業務の管理のため、関係規程、管理手順書等に基づき分析機器及び試薬等の維持管理及び記録の管理等を適正に行うとともに、分析試験業務内部監査を実施し、検出された不適合及び改善推奨事項について適切に処置し、内部監査結果については、業務の継続的改善のため職員に周知した。</p> <p>【その他の特記事項】 本部及び各地域センターごとに内部監査を1回実施している。</p>	a																
	<p>3 積立金の処分に関する事項</p> <p>前期中期目標期間中の繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当する。</p>	<p>3 積立金の処分に関する事項</p> <p>前期中期目標期間中の繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当する。</p>	<p>積立金の処分に関する事項</p> <p>繰越積立金の処分について、中期計画に定めた用途に充当した。 s : 充当し、特に優れた成果が得られた a : 充当した c : 充当しなかった d : 充当せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p>	<table border="1" data-bbox="1559 592 2040 847"> <tr> <td>指標の総数</td> <td>: 1</td> </tr> <tr> <td>評価sの指標数</td> <td>: 0 × 3点 = 0点</td> </tr> <tr> <td>評価aの指標数</td> <td>: 1 × 2点 = 2点</td> </tr> <tr> <td>評価bの指標数</td> <td>: 0 × 1点 = 0点</td> </tr> <tr> <td>評価cの指標数</td> <td>: 0 × 0点 = 0点</td> </tr> <tr> <td>評価dの指標数</td> <td>: 0 × -1点 = 0点</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2 / 2 = 100%)</td> </tr> </table> <p>【事業報告書の記述】 前期中期目標期間中の繰越積立金は、計画に基づき前期中期目標期間中に支払っている前払費用等の本年度相当額(411,071円)を取り崩した。</p>	指標の総数	: 1	評価sの指標数	: 0 × 3点 = 0点	評価aの指標数	: 1 × 2点 = 2点	評価bの指標数	: 0 × 1点 = 0点	評価cの指標数	: 0 × 0点 = 0点	評価dの指標数	: 0 × -1点 = 0点	合計	2点		(2 / 2 = 100%)	A a
指標の総数	: 1																				
評価sの指標数	: 0 × 3点 = 0点																				
評価aの指標数	: 1 × 2点 = 2点																				
評価bの指標数	: 0 × 1点 = 0点																				
評価cの指標数	: 0 × 0点 = 0点																				
評価dの指標数	: 0 × -1点 = 0点																				
合計	2点																				
	(2 / 2 = 100%)																				

[総合評価]

特記事項	評価	
<p>1 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等 法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づく評価を行った結果、すべての中項目がA評価となり、併せて「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(平成19年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会決定。)において重点的に評価を行うこととされている事項についても評価を行った。その結果、法人の業務実績、達成度合及び対応状況等を総合的に勘案して、総合評価はA評価とする。 なお、中項目の評価については、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。 本部及び地域センターで分担して実施されている業務については、各業務ごと、各センターごとの具体的な業務実績と人員配置や業務に要した経費等を比較・検討した結果、適切な業務運営であったと評価できる。 平成19年4月の独立行政法人肥飼料検査所及び独立行政法人農薬検査所との統合に向け、3法人合同の「検査3法人統合準備委員会」を設置するなど、円滑な統合及び早期に統合メリットを発揮するための努力が認められる。</p> <p>2 s評価となった項目について 「ISO/IEC17025の認定取得に向けた取り組み」について 遺伝子組換え大豆及び大豆加工品のPCR法(定性分析)による検査分析を対象範囲としたISO/IEC17025の認定を新たに取得しており、分析試験所としての技術能力及びその管理運営が国際標準に適合していることが対外的に認められているとともに、遺伝子組換え食品の分析としては我が国で初めての認定取得であることから、特段の成果が得られていると評価できる。</p> <p>3 b評価となった項目について 「表示監視業務に係る立入検査等の結果を検査等の終了後3業務日以内に報告すること」について 立入検査4案件については3業務日以内に報告されているが、平成18年度から報告期限が定められた任意調査113案件のうち13案件の報告遅延が認められた。その要因は検査職員の検査手法及び報告書作成の技量不足等であったことから、今後は、遅延した原因究明を踏まえ改正された手順書を活用するとともに、検査員の技量の向上を図るなど、農林水産大臣の指示に基づく立入検査と同様に目標期間内の迅速な事務処理及び厳格な進行管理が必要である。 「認定事業者に対する立会調査を350件以上実施すること」について 認定事業者に対する立会調査の実施件数が計画を下回った(287件、達成度合:82%)が、その要因は、本年度は改正JAS法施行後の初年度であり、登録された登録認定機関数が当初予定を大きく下回ったことに伴い、調査対象となる認定事業者が限定されたためである。これは法人の責任によるものではないが、評価は評価指標に基づいて行うことが基本であることから、評価結果に修正は加えないこととした。 また、平成19年度以降の登録された登録認定機関数の動向によっては、評価を適切に実施する観点から、年度計画における目標の設定方法を検討する必要があると考えられる。</p> <p>4 法人が行う事務・事業及び組織形態について 農林水産消費安全技術センターが行う事務・事業及び平成19年4月に3法人が統合した農林水産消費安全技術センターが行う事務・事業は、食の安全と消費者の信頼の確保に技術的側面から貢献することを目的とし、本来、国が自ら実施すべき食品表示の監視等の検査業務及びそれらに付随する業務を独立行政法人として実施している。 最近の牛挽肉偽装事件をはじめ、食品の不正表示等が相次ぎ、国民の食の安全・安心に対する信頼が揺らいでいる中で、これらの業務は今後とも国の政策として極めて重要な事務・事業であると考えられ、当該事務・事業の類似業</p>	<p>中項目の総数 : 24 評価Sの中項目数 : 0 × 3点 = 0点 評価Aの中項目数 : 24 × 2点 = 48点 評価Bの中項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点 評価Dの中項目数 : 0 × -1点 = 0点 合計 48点 (48 / 48 = 100%)</p>	<p>A</p>

務を行う他の独立行政法人等は存在しないことから、今後ともセンターが行政との密接な連携の下で、特定独立行政法人として直接行うことが必要であり、事務・事業及び法人の組織形態は、当面は変更する必要はないと考えられる。なお、法人が行う業務については、業務の性格上、官民競争入札は困難であるが、専門技術的知見の必要性が低い業務については、業務の効率化、コスト削減を図る観点からアウトソーシングを行うなどの取り組みが行われているところである。

5 内部統制に関連する取組について

農林水産消費技術センターでは、理事長のトップマネジメントの下、業務の質を維持しつつその効率化を図る努力が行われているとともに、業務内容全般に対する内部監査、業務内容及び財務諸表に対する監事監査並びにそれらの結果に基づくマネジメントレビューを実施するなど、業務の継続的な改善を図り、法令を遵守した適切な業務運営が行われている。

このように内部統制に関連する取組は既にながりの努力が認められるが、統合後の法人においても法令遵守等を盛り込んだ行動理念が作成されるなど、さらに組織内のすべての者が内部統制強化の必要性を理解し、実践できるよう、理事長の下、今後とも内部統制の趣旨を踏まえた的確な業務運営が期待される。